

二七五

條) 其法定代理人が訴訟行為を代表するが如きであります。

▲被告人の召喚、拘引、拘留 刑事被告人事件に付検事から起訴の通知を受けたとき裁判所は被告人を召喚せねばなりません、此場合には召喚状を發します、而して左の場合には直に被告人を拘引することが出来るのです。

一 被告人定まつた住所を有せないとき
二 被告人罪證を湮滅する虞あるとき
三 被告人逃亡したとき又は逃亡する虞あるとき

尙五百圓以下の罰金、拘留又は科料に該る事件に付ては右の二、三の場合には拘引することが出来ません、之罪が軽いからです。

然れども被告人再度の召喚に應ぜぬとき、又は裁判長から被告人に對し指定の場所に被告人の出頭又は同行を命じたるに、之に應ぜぬときは拘引狀を發して拘引することが出来す。

拘引した被告人は裁判所に引渡したときから四十八時間内に之を訊問せねばなりません、

而して拘留すべきものに付ては拘留狀を發します、拘留せられた被告人は法令の範圍内に於て他人と接見し又は書類若くは物の授受(書籍、衣類、寢具等)を爲すことが出来す、而し罪證を湮滅し又は逃亡を圖る虞あるときは、裁判所は接見を禁止又は書類、物の授受をも禁じます、差押ふることも出来す、糧食に付ては制限が出来ません。

拘留の期間は二ヶ月ですが繼續の必要があれば決定を以て之を更新いたしますから、永く拘留せらるゝ場合も見受けれます。

▲押収及搜索 裁判所は必要あるときは被告人の身體、物又は住居其他の場所に就き搜索を爲すことが出来ます。

又被告人でない者の身體、物又は住居其他の場所に付ては、押収すべき物の存在することを認知するに足るべき状況ある場合に限り、搜索を爲すことが出来るのです。

右の如く搜索を受けた場合に次の職に在る者又は其職に在つた者は、業務上委託を受けたる爲めに保管又は所持する物にて、他人の秘密に關するものに付差押を拒むことが出来す(承諾すれば勿論問題がありません)

刑事訴訟法

二七六

三七七

醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、辨理士、公證人、宗教若しくは
轉記の職者

▲**檢證** 裁判所は事實發見の爲め必要あるときは檢證を爲します、檢證に付ては身体の検査
死體の解剖、墳墓の發掘、物の毀壞其他必要なる處分が出来ます。

▲**證人訊問** 裁判所は事實發見の爲めには證人を訊問いたします、證人として訊問を受け
之に對し陳述するは國民の義務です、而して證人として證言を拒むことが出来る場合として
刑事訴訟法の規定せる場合は次の通りです。

一 公務員又は公務員たりし者の知得たる事實が職務上の秘密に關するものなるときは、監
督官の承認がなければ陳述が出来ません、但監督官は帝國の安寧を害する場合は外は
承認せねばなりません。

二 左の者は證言を拒むことが出来ます。
イ 被告人の配偶者、四親等内の血族若しくは三親等の姻族又は被告人と此等の親族關係
があつた者

ロ 被告人の後見人、後見監督人又は保佐人
ハ 被告人の後見人、後見監督人又は保佐人と爲す者
共同被告人の内に右の關係あつても、他の共同被告人のみに關する事項に付ては證言を
拒むことが出来ません。

三 醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、辨理士、公證人、宗教若く
は轉記の職に在る者又は此等の職に在つた者は、業務上委託を受けた爲め知得た事實に
して、他人の秘密に關する事項なるとき（證言として陳述することを本人が承諾すれば
問題ありません）

四 證言を爲すに因り自己又は自己と「二」のイ、ロ、ハに述べた者とが刑事訴追を受ける虞あ
るとき
以上の者は證言拒絶権があります。

證人は宣誓を爲さねばなりません、裁判所にては「良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ黙秘セ
ズ、又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ」と印刷した宣誓書を渡しますから之に署名捺印し裁

判長に差出すのです、裁判長が宣誓書朗讀の際は法廷に在る傍聴人も共に一同起立せねばなりません。

裁判所は必要あるときは裁判所外の現場に證人を召喚し又は病床等に就き訊問することもあります。

帝國議會の議員にして議會の開會中、開會地に滞在するときは、其滞在地を管轄する裁判所に於て證人として訊問し、職務に妨なからしむるのであります、親任官又は親任官の待遇を受くる者は、其現在地の管轄裁判所に於て訊問するのであります。

證人として召喚を受けながら、正當の事由なくして出頭せないときは、五十圓以下の過料に處し且出頭せない爲めに生じた費用の賠償を命ぜらるゝことがあります、召喚に應ぜない證人に對しては更に召喚を爲し又は拘引することも出来るのであります。

宣誓を爲した證人が虚偽の陳述を爲せば申すまでもなく偽證罪にて處罰せられます。

▲鑑定 犯人が精神病者なりや否、被害者の死因は自殺か他殺か等の事實を判断せしむる爲め夫々専門家に鑑定を命ずることがあります、鑑定人は鑑定を爲す前に「良心ニ從ヒ誠實ニ

鑑定ヲ爲スベキコトヲ誓フ」旨宣誓書に署名捺印して裁判長に差出さねばなりません。

鑑定人は鑑定當時の事情に付後日に至り、證人として訊問せらるゝこともあります。

宣誓を爲した鑑定人が虚偽の鑑定を爲せば偽證罪の罰と同じく處罰せられますから誠實に鑑定なさるが緊要です。(刑法一七一條)

▲豫審 豫審は被告事件を公判に付すべきかを決する爲め、必要なる事項を取調ぶるの目的です、豫審判事の取調が愈々完結すれば豫審判事は檢事の意見を求めて豫審終結決定を爲すのであります、其決定は次の如く分れます。

被告事件を公判に付するに足るべき犯罪の嫌疑あるとき

- (一) 被告事件罪と爲らぬとき
- (二) 公判に付するに足るべき犯罪の嫌疑がないとき
- (三) 既に確定判決を経たとき
- (四) 犯罪後の法令に因り刑の廢止があつたとき
- (五) 大赦ありたるとき(大赦ありたる罪に付ては刑の言渡を受

豫審免訴の決定

けた者に付ては其言渡は將來に向て效力を失ふ、また刑の言渡を受けない事件に付ては公訴権消滅いたします。

(六) 公訴の时效完成したとき
(七) 法令に於て刑を免除するとき

(一) 被告人に對し裁判権を有せないとき

(二) 豫審免訴の決定確定した後、新なる事實又は證據なくして起訴したとき

(三) 検事が公訴の取消を爲したる爲め、豫審に於て公訴棄却の決定を爲した事件に付更に起訴したとき

(四) 起訴した事件に付更に同一裁判所に起訴したとき

(五) 告訴又は請求がなければ起訴出來ぬ事件に付、告訴又は請求の取消があつたとき(例へば姦通罪に付告訴を爲したる後、本夫が告訴の取消を爲し又は刑法第九十條乃至第九十

公訴棄却の決定

▲保釋及責付

拘留せられた被告人の保釋は左の者から裁判所に請求することが出來ます
被告人、被告人の法定代理人、保佐人、直系尊族、直系卑族、配偶者、被告人の屬する家の戸主、辯護人

(イ) 保釋を許さるゝ場合には裁判所の指定した保證金を納めねばなりません、之に付ては有價證券を以て保證金に代ふることを許す場合もあります。

刑事訴訟法

二條の犯罪に付請求の取消を爲した場合は豫審に於ては公訴棄却の決定を爲し公判に於ては公訴棄却の判決を爲す

(六) 検事が公訴の取消を爲したとき

(七) 被告人が死亡し又は被告人たる法人存續せないこととなつたとき

(八) 刑事訴訟法第九條第十條の規定に依り審判を爲すべからざる事件のとき(同一事件が數個の裁判所に繫屬するとき)

(九) 検事が起訴の手續其規定に違反した爲め無効なるとき

(ロ) 又裁判所の管轄地内に居住し保證金を納むるに十分なる資産を有する者の差出した保證書を以て保證金に代うることもありませす。

責付とは拘留せられた被告人を親族其他の者に保護預けを爲すことで、此場合には親族其他の者から何時にても召喚に應じて、被告人を出頭せしむべき旨の書面を差出すのです、責付に付ては保證金は要しません。

左の場合には保釋又は責付を取消されます。

(イ) 逃亡したとき

(ロ) 逃亡の虞あるとき

(ハ) 召喚を受け正當の事由なく出頭せぬとき

(ニ) 罪證を湮滅する虞あるとき

(ホ) 住居を制限し保釋を許したるに其制限に違反したとき

保釋を取消するゝ場合は保證金の全部又は一部を沒收せらるゝこともありませす。又保釋せられた者刑の言渡を受け其判決の確定した後には

(イ) 執行の爲め召喚を受けたるにも拘らず正當の事由なくして出頭せなかつたとき
(ロ) 逃亡したとき

右の場合にも保證金の全部又は一部の沒收處分を受くることがあります。

▲辯護及補佐 被告人は起訴せられた後は何時にても辯護人を選任することが出來ませす、此外に被告人の爲めに被告人の意向に關係なく辯護人を選任することが出來る者は次の通り

です。(三九條)

法定代理人、保佐人、直系尊族、直系卑屬、配偶者、被告人の屬する家の戸主

辯護人は辯護士中から選任すべきものでありませす、裁判所又は豫審判事の許可を得たと

きは辯護士に非ざる者(相當の智識を有する友人等)を第一審第二審に限り辯護人を選任す

ることが出來ませす、辯護人の選任に付ては辯護人と連署した書面を審級毎に差出さねばなり

ませせん。

補佐人とは。被告人の法定代理人、保佐人、直系尊族、直系卑屬、夫、被告人の屬する家

の戸主が、被告事件公判に付せられた後に書面を以て届出で、補佐人と爲つた者を申しませす

補佐人は被告人の爲すことを得る訴訟行爲を獨立に爲して差支がありません。

▲公判 公判に付せらるゝ事件は

- (イ) 検事から直に公判を請求するもの
- (ロ) 豫審終結決定に因り公判に付せらるゝもの

右の二つの場合があります、而して公判廷は判事、検事、裁判所書記列席して之を開くのであります、公判には被告本人出頭するのが當然ですが、罰金以下の刑に該る事件の被告人は代理人をして出頭せしむることが出来ます。

罰金以下の刑に該る事件、又は罰金以下の刑に處すべきものと認めらるゝ事件に付被告人出頭せざるときは被告人の陳述を聽かないで判決を爲すことが出来ます、而し其後の取調に因り禁錮以上の刑に處すべきものと認むる場合は、被告人不出頭では判決が出来ません。

左の事件に付ては辯護人を附することが出来ないので、之事件の性質上被告人の利益を顧慮したのであります。(判決の宣告に付ては辯護人を要しません)

死刑、無期懲役、無期禁錮、短期一年以上の懲役若しくは禁錮に該る罪
右の事件に付辯護人出頭せざるとき又は辯護人の選任がないときは、裁判長は職権を以て

辯護人を附します、之が所謂官選辯護であつて無給奉仕です。

左の場合に於て辯護人出頭せざるとき又は辯護人の選任がないときは裁判所は辯護人を選任することがあります、辯護人を附すると否とは裁判所の認定に依るのです。

- 一 被告人二十歳未満又は七十歳以上なるとき
- 二 被告人婦女なるとき
- 三 被告人聾者又は啞者なるとき
- 四 被告人心神喪失者又は心神耗弱者たる疑あるとき
- 五 其他必要と認むるとき

被告人疾病に因り出頭することが出来ないときは裁判所は出頭するを得るまで公判手続を停止する決定を爲します。

以下公判の順序を簡単に述べます。

裁判長は被告人の住所氏名年齢職業等を訊問し、次に検事は被告事件の要旨を陳述する。裁判長は被告人を訊問し證據調を爲し検事は事實及法律適用に付意見を陳述する。

辯護人あれば辯護人の辯論に移る。

以上の如き順序にて公判の取調は終結いたします。

左の場合には裁判所は被告人の陳述を聴かずに判決を爲すことが出来ます。(三六六條)

(イ) 被告人陳述を肯ぜぬとき

(ロ) 裁判長の許可を受けないで退廷したとき

(ハ) 法廷に於て喧噪の行爲等を爲したる被告人に對し秩序維持の爲め裁判長が退廷を命じたとき

辯論終結の後には被告人出頭せずとも判決言渡を爲します。

▲公判の裁判

公判の判決言渡は左の如く分れます。

有罪の判決

被告事件に付犯罪の證明あるときは刑を言渡すのであります。(刑の執行猶豫は刑の言渡と同時に判決を以て言渡す)
被告事件に付刑を免除するときは其言渡を爲す。(刑法一七〇條、一九八條第二項等)刑を免除するも有罪の判決であります)

無罪の判決
管轄違の判決

被告事件罪と爲らず又は犯罪の證明ないとき
被告事件裁判所の管轄に屬せぬとき

免訴の判決

既に確定判決を経たるとき
犯罪後の法令に因り刑の廢止があつたとき
大赦ありたるとき

公訴の時効完成したとき

公訴棄却の判決
公訴棄却の決定

本編「二八〇」豫審に於ける公訴棄却の決定の部(一)乃至(五)、(九)の場合
前同(六七八)の場合

補償法事

茲に一言すべきは昭和六年四月公布施行せられた刑事補償法の規定であります、同法の要項は、無罪又は豫審免訴の言渡を受けた者から補償を請求することにあります。

一 無罪の言渡を受けた場合

- (イ) 刑事訴訟法に依る通常手續
- (ロ) 再審手續
- (ハ) 非常上告手續

に於て無罪の言渡を受けた者

刑事訴訟法

二 豫審免訴の言渡を受けた場合

(イ) 被告事件罪と爲らぬ場合

(ロ) 公判に付するに足るべき犯罪の嫌疑がない場合

の理由にて免訴の言渡を受けた者

以上の言渡を受けた被告人が未決拘留を受けたときは、國家は其者に對し拘留に因る補償として、一日五圓以内の補償金を交付するのであります。

無罪又は免訴の言渡を受けても、左の場合には補償をいたしません。

一 被告人が心神喪失者、瘡癩者、十四歳未満の事由に因り無罪又は免訴の言渡があつたと

二 起訴せられた行爲が公の秩序又は善良の風俗に反し著しく非難すべきものなるとき

補償の請求は無罪又は免訴の裁判確定の日から六十日以内に無罪の言渡を爲した裁判所又は

免訴の言渡を爲した豫審判事の屬する裁判所に請求するのであります。

■ 上訴 控訴、上告、抗告の三は上訴です、檢事又は被告人は上訴を爲すことが出來ます、

又被告人の法定代理人、保佐人、夫は被告人の爲め獨立して上訴を爲すことが出來ます。

上訴の提起期間は裁判告知の日から進行するのであります。

控訴 申立て 七 日 (申立書を第一審裁判所に差出すこと)

上告 申立て 五日

即時抗告申立 三日

普通抗告 期間の規定なし(四五八條)

右の期間内に上訴を爲すべきであります、自己又は代人の責に歸さない事由に因り上訴

を爲すことが出來なかつた場合には、原裁判所に上訴権回復の請求を爲す救済権があります。

檢事、被告人は上訴の抛棄又は取下を爲すことが出來ます、上訴の抛棄は上訴期間満了前

に爲すのです、上訴の取下は既に申立てたる上訴を取下さるのであります。

上訴申立後の未決拘留日数は左の如く之を本刑に通算いたします。

一 檢事の上訴なるときは拘留日数の全部

二 檢事に非ざる者の上訴にして其理由あるときは拘留日数の全部

右の通算に付ては未決拘留一日を刑期の一日に又金額の一圓に折算し以て被告人の苦痛を

幾分にも減すると云ふ恵みであります。(五五六條)

以下控訴、上告、抗告に分け簡単に記述いたします。

▲控訴 區裁判所又は地方裁判所に於て爲した第一審判決に不服なるときに控訴申立を爲すのであります、被告人が原判決に不服ならば控訴申立を爲すのは當然ですが、検事が上訴を爲す理由は検事は國家の機關として公益の代表者ですから、法律の正當なる適用を求むるの職務を有します。

被告人に對する判決が刑輕きに失するも又重きに過ぐるも、斯の如き場合検事の職責として上訴を爲し法律の正當なる適用を求むる所以茲にあるのです。

左れば被告人が原判決に對し控訴の申立を爲した場合に、検事は原判決の刑輕しとして辯論の終結に至る迄附帶控訴を爲すことが出來ます、附帶控訴があつた場合被告人は原判決の刑より重く判決せられては寧ろ控訴せざるに如かずとして、狼狽以て直に控訴の取下を爲す例が往々あります。

被告人控訴を爲した事件及検事が被告人の爲め控訴を爲した事件に付ては、原判決の刑よ

りも重き刑を言渡すことが出來ないことになつて居りますが、前述せる如く検事の附帶控訴があれば原判決よりも重き刑を言渡すことが出來るのです。

控訴審に於て被告人出頭せなるときは更に期日を定めて公判を開きますが、被告人正當の事由なくして其の期日に出頭せなるときは、被告人の陳述を聞かないで判決を爲しますから、被告人が出頭しない場合不利の判決を受けても誰をも怨むことも出來ません。

▲上告 第一審が區裁判所ならば控訴審は地方裁判所です、又第一審が地方裁判所ならば控訴審は控訴院であります、上告は第二審の判決に對し不服の場合に常に大審院に申立を爲すのです、而して上告審に於ける辯護人は辯護士に限ることになつて居ります。(四三〇條)

上告は刑事訴訟法第四百十條乃至第四百十六條に規定せる理由ある場合に限り爲し得るものですから、辯護士に御相談なされた方が宜しいと思はれます。

▲抗告 抗告は特に即時抗告を爲し得べきことを定めた場合の外、裁判所の爲した決定に對し不服の場合抗告を爲すことが出來るのであります。

▲略式手續 略式手續は公判を開かずに書面を以て刑を科する簡易訴訟手續です、區裁判

所は検事の請求に因り其管轄に屬する事件に付、公判前略式命令を以て罰金又は料金を科する事が出來ます。

略式命令があつたときは被告人に裁判書の謄本を送達いたします、之に不服ならば送達された日から七日内に次の如き正式裁判申立を爲さす。

正式裁判ノ請求書

住所、族籍、職業

請求人 何

某

右ノ者ニ對スル何々被告事件ニ付御廳ニ於テ昭和何年何月何日右請求人ニ對シ罰金何圓ニ處ス(外何々)トノ略式命令ヲ爲シ右請求人ハ昭和何年何月何日其裁判ノ謄本ノ送達ヲ受ケタリ右略式命令ヲ受ケタル請求人ハ不服ニ付刑事訴訟法第五百二十八條ニ依リ其正式裁判ノ請求ヲ致候也

年 月 日

右

何

某 印

何區裁判所

判事 何 某 殿

注意

一 正式裁判の請求は第一審判決あるまで之を取下げることが出來ます。

二 正式裁判の請求を爲せば請求人を召喚し、刑事公判開かれます。

略式命令に對し正式裁判を請求せず又は其請求を取下げたときは、略式命令は確定判決と同一の效力を生ずることになります。

▲裁判の執行

裁判は確定した後之を執行いたします、死刑は司法大臣の命令に依り執行します、其命令があつたときは検事及裁判所書記の立會にて五日内に執行を爲さねばなりません。

懲役、禁錮、拘留に處せられた者は監獄に拘禁さるゝのです、而して監獄を左の四種に區別します。

懲役監 懲役に處せられたる者を拘禁する所

禁錮監 禁錮に處せられたる者を拘禁する所

拘留場 拘留に處せられたる者を拘禁する所

拘留監 刑事被告人及死刑の言渡を受けた者を拘禁する所

茲に参考として記述するは受刑者との接見です、受刑者と親族でない者は受刑者に接見を願出ても許されません。(特に必要ありと認むる場合のみ親族以外の者に之を許す)

罰金、科料、没收、追徴、過料、没取、訴訟費用、費用賠償の裁判に付ては検事の命令に因り執行せられます、若し納付しないときは民事訴訟法の規定を準用し強制執行を爲すので

ありますが、夫れでも財産が無いならば罰金、科料に付ては換刑處分を受けねばなりません。

没收又は租税其他の公課若くは專賣に關する法令の規定に依り言渡した罰金若くは追徴は

刑の言渡を受けた者が判決確定後死亡した場合に相続財産に對し執行することが出來ます、

之没收及租税犯の如きは特殊のものでありますから、斯く規定されたのです。(五五四條)

▲私訴 犯罪に因り身體、自由、名譽又は財産を害せられた者は、其損害を原因とする請求

に付、公訴に附帶して公訴の被告人に對し私訴を提起することが出來ます。

私訴と爲し得べき物體は損害の賠償、贖物の占有回復、登記の抹消若くは回復、名譽回復

の爲め謝罪廣告請求、契約の無効確認、權利關係不成立確認、姦通を原因とする離婚訴訟、

被相続人に對し虐待又は侮辱を加へたるに因る相続人廢除等は私訴を以て請求を爲し得るの

であります。

私訴は豫審終結後第一審辯論終結するまでに、提起すべきものにて訴狀には印紙貼用を要

しません。

要するに私訴は刑事訴訟に於ける證據物を民事訴訟たる私訴に利用し、簡易迅速に私訴の

目的を達せしむる處に利益があるのです。

以上を以て刑事訴訟法の大要を記述いたしましたから、陪審法に付て其要領を左に一言い

たします。

陪審法 陪審法は大正十二年四月發布せられ昭和三年十月一日から施行せられたのであ

りますが、各裁判所共に陪審事件が寡いのを遺憾に存じます。

同法第一條に「裁判所ハ本法ノ定ムル所ニ依リ刑事事件ニ付陪審ノ評議ニ付シ事實ノ判斷

ヲ爲スコトヲ得」とある如く陪審員は事實の判斷を爲し裁判所に答申するのです。

法律を適用し判決を爲すは裁判官の爲す處でありますから憲法第二十四條の「日本臣民ハ

法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ」とある規定に違反いたしません。

二九三

▲陪審に附せらるべき事件

- 一 當然陪審に附せらるゝもの（法定陪審）
死刑、無期の懲役若しくは禁錮に該る事件
右事件に付陪審を辭退することが出來ます、
自白して居る被告人は陪審裁判を辭退する
のが常です。
- 二 被告人の請求あれば陪審に附せらるゝもの（請求陪審）
長期三年を超ゆる有期の懲役又は禁錮に該る事件にして地方裁判所の管轄に屬する事件
右の請求は第一回公判期日の召喚を受けた日から十日内に爲すべきものです。

二九四

▲陪審に附せられぬ事件

- 一 大審院の特別權限に屬する罪
- 二 刑法第二編第一章乃至第四章及第八章の罪（皇室に對する罪、内亂に關する罪、外患に關する罪、國交に關する罪、騒擾の罪）

治安維持法の罪

- 四 軍機保護法、陸軍刑法又は海軍刑法の罰其他軍機に關し犯したる罪
- 五 法令に依りて行ふ公選に關し犯したる罪

二九五

▲陪審員の資格

左記に該當する者が陪審員たるの資格を有します。

- 一 帝國臣民たる男子にして三十歳以上なること
- 二 引續き二年以上同一市町村内に居住すること
- 三 引續き二年以上直接國稅三圓以上を納むること
- 四 読み書きを爲し得ること
- 五 陪審法第十三條、第十四條に該當せぬこと

（同法條の要領、禁治産者、準禁治産者、破産者にして復權を得ざる者、聾者、啞者、盲者、懲役及六年以上の禁錮に處せられたる者、及舊刑法の重罪の刑又は重禁錮に處せられたる者、在職の判檢事、陸海軍法務官、行政裁判所長官、同評定官、宮内官吏、廳府縣長官、警察監獄官吏、裁判所書記、收稅官吏、稅關官吏、專賣官吏、郵便電信電話鐵道軌道の現業に従事する者及船員、市町村

員、小學校教員、辯護士、辨理士、公證人、執達吏、代書人、神官神職、僧侶、諸宗教師、醫師、齒科醫師、薬剤師、學生、生徒は陪審員と爲れません。

市町村長は毎年陪審員資格者名簿を調製し、管轄區裁判所判事に送付することに爲つて居ります。

二九六

▲陪審構成の手續 陪審構成の手續は判事、檢事、裁判所書記、被告人、辯護人、陪審員（最初二十四人以上出頭す）列席し公判廷に於て陪審構成の手續を行ひます。（此場合公行しません。陪審構成終つてから公行いたします。）

陪審員二十四人以上出頭したときは抽籤に依り十二人を以て陪審員と爲し、他一、二名の補充陪審員を置くのであります。（陪審員に對しては旅費、日當、止宿料を給與せられ、二日以上引續き開廷する場合には裁判所構内に設けられた陪審員宿舍に起居するのです）

愈々陪審公判開かれることになり、裁判長は被告人を訊問し證據調（證據物件の提示、證人訊問等）を爲し、檢事、被告人、辯護人から意見を陳述せしめます。

二九七

▲陪審員の答申 裁判長は陪審員に對し犯罪の構成に關し

法律上の論點

問題と爲るべき事實

證據の要領

を陪審員に説示し犯罪構成事實の有無を問ひ、評議の結果を答申すべき旨を命じます。

而して主問と補問とに區別した問書を陪審員に交付します、陪審員は評議室に退き陪審長を互選し陪審長は議事を整理し評議を遂げます。

陪審員が犯罪事實を肯定するには其過半数の意見に依るのであります、肯定意見が過半数に達せぬときは、犯罪構成事實を否定したものと見るのであります。（九一條）

而して裁判長の主問補問に對し

然り

然らず

の文言を以て問書に記載し、陪審長署名捺印して之を裁判長に提出することになります、此答申を以て陪審員の任務は終ります。

裁判所陪審の答申を不當と認むるときは決定を以て事件を更に他の陪審の評議に附する
とが出来ます。

陪審裁判に対する上訴

陪審の答申を採擇して事實の判断を爲した事件の判決に對し
ては控訴を爲すことが出来ませんが上告の理由がある場合には上告を爲すことが出来ます。

刑事參考資料

天保七年七月盜賊捕縛方に關する役人の通牒に左の如きものがあります
参考として掲げます。

以御用 狀 申入候然者去年七月 中々本七月 下旬迄の内道場 宿より祖母ケ井村迄の間往來
の内村々内にて晝中百姓家へ盜賊遣入り部屋内長持の内に入有しか

一木綿堅縞布子 壹つ

(以下十二点あるも略す)

右申入候用向如此ニ候

右の村々 承り付下札致 申可事

火附盜賊改

板木彌五左衛門組 岡繁右衛門

第五編 民事訴訟法

現行民事訴訟法は昭和四年十月一日から施行せられました。(舊民事訴訟法は明治二十四年
一月一日から昭和四年九月三十日迄施行せらる) 而して強制執行に關する法條は舊民事訴訟
法第六編が現行法であります、破産法と和議法は民事訴訟法と密接の關係がありますから本
編末尾に附加いたしました、以上の法規説明は讀んでも興味が寡いには相違ありませんが、
裁判所の手續を爲す場合には是非共一應は知つて居らねばならぬのです、面白くなくも御一
讀を願つて置きます。

民事訴訟の管轄裁判所

民事訴訟は被告の普通裁判所所在地の裁判所の管轄に屬する
のであります、人の普通裁判所は住所に依りて定まるのです、住所は各人の生活の本據を以
て定めますから、結局民事訴訟は被告の住所地の裁判所の管轄に屬すると云ふことになりま
す、然れども例外があつて貸金請求の如きは債務者住所地の裁判所に出訴するも又債權者の
現時の住所地の裁判所に出訴しても差支がありません、例へば債權者が東京に在り債務者が

北海道に移轉した如き場合に北海道の裁判所に出訴するは容易でありませんが、東京の裁判所に出訴して差支がないのです。

夫れは民法第四百八十四條に「辨濟ヲ爲スヘキ場所ニ付キ別段ノ意思表示ナキトキハ特定物ノ引渡ハ債權發生ノ當時其物ノ存在セシ場所ニ於テ之ヲ爲シ其他ノ辨濟ハ債權者ノ現住ノ住所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス」と規定があるからです。

尙爲替手形、小切手にありては支拂地、約束手形にありては振出地の裁判所に出訴せねばなりません、又督促手續に於ける支拂命令申請にありては債務者の住所地の區裁判所に爲すべきものです。

法人其他の社團又は財團の普通裁判權は其主たる事務所又は營業所に依り、事務所又は營業所なきときは主たる業務擔當者の住所に依りて定まります、國の普通裁判權は訴訟に付國を代表する官廳の所在地に依り定まるのであります。

財産權上の訴は義務履行地の裁判所に之を提起することが出來ます、例へば債權者が大阪に、債務者が仙臺に住所を有せる場合に義務履行地が東京ならば、東京の裁判所に出訴し

ても差支がありません、之は便宜の爲めです。

寄留者に對する財産權上の訴は寄留地の裁判所に提起することが出來ます、之も便宜の爲めです。

不法行為に關する訴は其行為ありたる地の裁判所に之を提起することが出來ます、之も證據の蒐集等に便宜があるからである。

不動産に關する訴は不動産所在地の裁判所に之を提起することが出來ます、例へば土地境界確認に關する訴訟の如きは、其土地所在地の裁判所の管轄とすることが便利であります。

合意の管轄とは當事者が第一審に限り、管轄裁判所でない裁判所に管轄を有せしむることです、契約を爲す場合に「本件ニ關スル訴訟ハ何裁判所ヲ管轄ト爲スコトニ合意ス」との一條件を挿入すれば、其合意せられた裁判所が管轄裁判所と爲ります、銀行が貸金を爲す場合に能く此條件を見受くる、要するに一定の法律關係に付書面を以て合意せねばなりません。

管轄違の抗辯とは被告が管轄裁判所でない第一審裁判所に出訴せられた場合に、管轄違の抗辯を提出することです、其抗辯を提出せないので本案事件の本體に付辯論を爲し、又は地

候

方裁判所の準備手續に於て本案に付申述を爲したときは、其裁判所は管轄権を有することに爲りますから、管轄違の抗辯は本案に付辯論又は申述を爲さぬ以前に提出せねばなりません。

訴訟提起の裁判所が管轄権を有せないときは如何するかと申せば、裁判所は決定を以て之を管轄裁判所に移送するのであります、移送の裁判確定したるときは、訴訟は始から移送を受けた裁判所に繫属したるものと看做さるのであります。(舊法は管轄違の事件を却下したのであります)

三〇〇

▲訴訟能力 (1) 未成年者及禁治産者は法定代理人に依りてのみ訴訟行為を爲すことが出来るのであります、但未成年者が獨立して法律行為を爲すことが出来る場合は、自ら訴訟行為も爲して差支がありません、之に付ては民法編「七」の説明を参照下さい、(2) 準禁治産者が訴訟行為を爲すには保佐人の同意、妻にありては夫の許可、後見人にありては親族會の同意がなければ訴訟を提起することが出来ませんが、相手方の提起した訴又は上訴に付訴訟行為を爲すには、右の同意又は許可其他の授權を要せぬのであります、之相手方より仕掛けられ

た訴訟に對抗するものであるからです。

準禁治産者、妻又は法定代理人が訴、控訴若しくは上告の取下、和解、請求の抛棄若しくは認諾又は参加訴訟の脱退を爲すには常に特別の授權がなければならぬものでありますから、右の同意又は許可を受け書面を以て之を證し、其書面を裁判所に差出すべきものです。

三〇一

▲訴訟代理人 法律命令に依りて裁判上の行為を爲すことを得る代理人(支配人、社長等)の外は、辯護士でなければ訴訟代理人と爲ることが出来ませんが、但區裁判所に於ては一事件毎に許可を受けて、辯護士の資格なき者を訴訟代理人と爲ることが出来ます、例へば社員、店員が訴訟代理人たらんとする如き場合は、許可を受ければ訴訟代理人と爲ることが出来ます、又裁判所は何時にても此許可を取消すことが出来るのです。

訴訟代理人の權限としては委任を受けたる事件に付反訴、参加、強制執行、假差押及假處分に關する訴訟行為を爲し且辨濟金物を受領することが出来ます、之が普通委任の權限として當然爲し得る範圍です。

而して反訴の提起、訴の取下、和解、請求の抛棄若しくは認諾又は参加訴訟の脱退、控訴、

上告又は其取下、複代理人の選任に付ては特別の委任を受けねばなりません。右の普通委任の権限に付ては辯護士の資格なき訴訟代理人に付ては、制限することが出来ます。

三〇二

▲補佐人 訴訟當事者又は訴訟代理人は裁判所の許可を受けて輔佐人と共に出頭することが出来ます、輔佐人は當事者又は訴訟代理人を補助するもので（訴訟代理人が輔佐人を要するは専門的事項陳述等の際其必要起る）輔佐人の陳述は當事者又は訴訟代理人が、直に之を取消し又は更正しないときは自ら之が陳述を爲したるものと看做さるゝのであります。

▲訴訟の提起 訴の提起は訴状を裁判所に提出して之を爲さねばなりません、貸金請求の訴状の様式を左に掲げます。

三〇三

訴状

原告	住所	職業
何	何	某
被告	住所	職業
何	何	某

貸金請求ノ訴

請求ノ趣旨

被告ハ原告ニ對シ金五百圓並ニ之ニ對スル昭和三年一月一日ヨリ完済ニ至ル迄年一割二分ノ割合ニ

ヨル利息及損害金ヲ支拂フヘシ
訴訟費用ハ被告ノ負擔トス
トノ御判決ヲ求ム

尙假執行ノ御宣言相成度候

請求ノ原因

一原告ハ昭和二年六月一日被告ニ對シ金五百圓ヲ、利息年一割五分、辨濟期昭和三年十二月三十一日ノ約定ニテ貸付ケタリ

二然ルニ被告ハ昭和二年十二月三十一日迄ノ利息ヲ支拂ヘタルノミニ付爾後數次請求セシモ之ガ元利金ノ支拂ヲ爲ササルニ依リ本訴ヲ提起シタル次第ナリ

三本件貸付金ニ對スル約定利息ハ年一割五分ナルモ利息制限法ノ規定ニ從ヒ年一割二分ノ割合ニ引直シ其支拂ヲ求ムルモノナリ

立證方法

一甲第一號證（金圓借用證書）ヲ以テ請求ノ原因タル事實ヲ立證ス

附屬書類ノ表示

一金圓借用證書寫

一通

民事訴訟法

何區裁判所
判事 何 某 殿

右原告
何 某 〇

注意

- 一 收入印紙は訴狀正本初葉上欄外に貼用すること
- 二 原告が裁判所々在地に住所を有せぬときは「三一八」の書式に依り送達場所及送達受取人届書を訴狀と共に差出すこと
- 三 被告が裁判所々在地に住所を有せるときは執達吏役場に送達料を納入し而して後訴狀を裁判所に差出すこと
- 被告が裁判所々在地に住所を有せぬときは左の如く郵便切手を豫納すること
東京地方裁判所 三十六錢
東京區裁判所 七十二錢 (原告が東京市内に住所を有せぬときは外に十八錢を要する)
宇都宮裁判所 九十錢
- 四 其他の裁判所に付ては指示を受くること
- 五 原告の證據書類は全部甲第何號證と稱し、被告の證據書類は乙第何號證と稱す、何れも一號より

- 六 順次番號を付すること
- 證據書類は左の如く記し訴狀と合綴すること

甲第一號證

證據物寫



金圓借用證書

一金五百圓也

(以下全文ヲ記ス印影ノ形ハ〇ノ如ク朱書スルコト)

右寫ニ候也

右原告

年 月 日

何 某 〇

何裁判所御中

民事訴訟用印紙額

財産權上の請求に係る訴狀には訴訟物の價額に應じ次の如く印紙を

貼用せねばなりません。

民事訴訟法

訴訟物の價額	支拂命令申請	第一審訴狀	控訴狀	上告狀
五圓マテ	二錢	二十五錢	三十八錢	五錢
十圓マテ	十錢	十錢	六錢	八錢
二十圓マテ	十錢	十錢	一圓二十錢	一圓十錢
五十圓マテ	四錢	八錢	二圓七十錢	三圓六十錢
七十五圓マテ	九錢	一圓八十錢	三圓七十五錢	五圓六十錢
百圓マテ	一圓	二圓五十錢	五圓二十五錢	七圓
二百五十圓マテ	一圓七十五錢	三圓五十錢	十圓二十五錢	十四圓
五百圓マテ	三圓五十錢	七圓	十圓五十錢	二十圓
七百五十圓マテ	六圓	十圓	十二圓五十錢	二十四圓
千圓マテ	七圓五十錢	十五圓	二十圓	三十圓
二千五百圓マテ	九圓	十八圓	二十七圓五十錢	三十六圓
五千圓マテ	十二圓五十錢	二十五圓	三十七圓五十錢	四十五圓
五千圓以上	十五圓	三十圓	四十五圓	六十圓

訴訟物の價額(貸金ならば元金)千圓までは區裁判所。千圓一錢以上は地方裁判所の管轄

であります。(果實、損害賠償、違約金又は費用の請求が訴訟の附帶の目的なるときは其價額は之を訴訟の目的の價額に算入いたしません)

財産權上の請求でない訴訟(婚姻無効の如き人事事件等)に付ては其價額を算定することが出来ませんから、訴訟物の價額を百圓と看做して印紙を貼用いたします、財産權上の請求でない訴訟と其訴訟に由て生ずる財産權上の訴訟と併合するときは、其多額なる一方の訴訟物の價額に依り印紙を貼用するのです。

民事訴訟法第七一、七五條の訴訟参加の申出書には前表に掲げた印紙額に準じ印紙を貼用すべきものです。

和解の申立又は支拂命令に對し異議の申立があつて訴訟が裁判所に繫屬することとなりたるときは、原告は第一審訴狀の印紙額迄に印紙を加貼せなければなりません。

再審を求むる訴狀には其訴を爲すべき裁判所の審級に依り、相當額の印紙を貼用いたします。

次の申立、申出又は申請の印紙額を各列記いたします。

區	分	訴訟物ノ價額又ハ請求ノ價額
期日指定ノ申立	同	二十圓以下
中斷又ハ中止シタル訴訟手續ノ受繼ノ申立	同	二十圓以下
民事訴訟法第六十四條ノ參加ノ申立	同	二十圓以下
除外又ハ忌避ノ申立和解ノ申立	同	二十圓以下
費用額確定ノ申立	同	二十圓以下
假執行ニ關スル申立	同	二十圓以下
強制執行ノ停止若クハ續行又ハ執行處分ノ取消ノ申立	同	二十圓以下
配當要求	同	二十圓以下
強制競賣又ハ強制管理ノ申立	同	二十圓以下
債權又ハ他ノ財産權差押ノ申請	同	二十圓以下
民事訴訟法第七百三十二條乃至第七百三十四條ノ申立	同	二十圓以下

次に掲ぐる申立、申出又は申請の印紙額は

區	分	訴訟物ノ價額又ハ請求ノ價額
抗告	同	五十圓
故障	同	五十圓
證據ノ申出	同	五十圓
假差押又ハ假處分ノ申請	同	五十圓
判決送達ノ申立	同	五十圓
執行力アル正本ヲ求ムル申立但ニ通以上ヲ求ムルトキハ一通毎ニ	同	五十圓

前表に掲げない申立、申出又は申請及答辯書の印紙額は

區	分	訴訟物ノ價額又ハ請求ノ價額
訴訟物ノ價額又ハ請求ノ價額二十圓以下	同	二十圓一錢以上
同	同	二十圓一錢以上
非訟事件に關する申立又は申請の印紙額は	同	二十圓一錢以上
請求價額二十圓	同	二十圓一錢以上
同	同	二十圓一錢以上
同	同	二十圓一錢以上

次に掲ぐる申立又は申請の印紙額は

區	分	請求ノ價額
裁判上代位ノ申請	二十圓以下	一圓
競賣法ニ依ル競賣ノ申立	二十圓一錢以上	同
競賣法ニ依ル競賣ニ關スル抗告	同	同
不動産登記法ニ關スル抗告	同	同

訴訟費用は如何にして計算するかと申しますれば民事訴訟費用法に依れば大要次の如き計算と爲ります。

名目	區分	金額
訴狀其他總テ書類ノ書記料	十二行二十字詰 半枚ニ付	五錢
同 圖 面	一葉ニ付	二十錢
同 翻譯料	十二行二十字詰 半枚ニ付	一圓
同 執達吏ノ手數料		依ル
		司法代書人作成ノ分 ハ支拂ヒタル實費 測量費アルトキハ 裁判所之ヲ定ム 執達吏手數料規則ニ依ル

郵便料、電信料、運送料 官報、公報、新聞紙ノ公告料 鑑定料 當事者及證人ノ日當 鑑定人通事ノ日當 貼用印紙費額		實費 其定價 二圓以內 其代價
--	--	--------------------------

大體は右の通りであります、宇都宮裁判所にては訴狀の提出日當三十錢、證人又は當事者の口頭辯論日當一圓二十錢でありますから、區裁判所の小事件の如きは訴訟費用確定決定額は僅少です。

▲口頭辯論の準備手續 口頭辯論の準備手續は地方裁判所に特有なる手續にて區裁判所には此手續がありません、當事者は其準備期日に出頭し攻撃、防禦の方法を陳述し、證據方法も申出て、自己に有利なりと信する證人の申請も全部一時に爲し置かねばならぬのであります、準備手續は早きは一回多きも五回位にて終了いたしますから、準備手續中に證據の申出を爲し置かぬと、後の本辯論期日に於ては餘程の事情がなければ追加申請が許されません

から、不覺を採らぬやうなさい。

此準備手續は訴訟の進行を早からしむる爲め新法之を創始し、昭和四年十月一日より實施いたしました。

三〇六

▲口頭辯論 當事者は訴訟に付裁判所に於て口頭辯論を爲さねばなりません、但決定を以て完結すべき事件に付ては裁判所が口頭辯論を爲すべきかを定むるのであります。法廷に於ける着席場所は原告、控訴人、上告人は裁判長より見て右方に。被告、被控訴人、被上告人は左方に着席するのです。

三〇七

▲當事者の關係 原告又は被告が最初に爲すべき口頭辯論期日に出席せず又は出席するも本案の辯論を爲さぬときは、出頭して本案の辯論を爲した者の訴状、答辯書其他の準備書面に記載したる事項は、他の一方が之を陳述したものと看做し、出頭したる相手方に辯論を命じ判決を爲すの順序と爲りますから、口頭辯論期日には出席せねばなりません、現行民事訴訟法は闕席判決なる名稱は廢止し、對席判決としての判決と爲るのであります。

三〇八

▲相手方主張の争 當事者が口頭辯論に於て相手方の主張したる事實を明に争はないと

きは、其事實を自白したるものと看做さるゝ不利益がありますから、否認すべき證書は否認の一言を申述べねばなりません、但辯論の全趣旨に依り其事實を争ひたるものと認むべき場合は、自白したるものは看做さないのです。

相手方の主張したる事實に對し「不知」の陳述を爲した者は、其事實を争ひたるものと推定するのであります、此不知の陳述は他人間に作成せられた證書に對し許されます、自己名義の證書は認むるか否認するか何れかの途に出でねばなりません。

其他相手方の提出した證書に對し「立證の趣旨を否認すること」もあるべく、又相手方の準備書面に對しても「自己の主張と相反する部分を否認」せねばならぬこともあり、訴訟の掛引は至難ですから、複雑した事件は何うしても辯護士に依頼し必勝を期するが宜しいです。

三〇九

▲口頭辯論期日の變更 新民事訴訟法は訴訟遅延の弊を防止する爲め期日の變更を制限して、最初の期日の變更は當事者の合意あれば容易に之を許しますが、二回以後の期日變更は顯著なる事由存せぬときは許されません。

準備手續の最初の期日だけは變更が許されます、斯くして訴訟の進行促進を圖るのであります。

▲和解、請求の抛棄、認諾 和解又は請求の抛棄若しくは認諾の事項を法廷に於て陳述し裁判所書記の作成すべき調書に記載したときは、其記載は確定判決と同一の効力があります、裁判上の和解として一言いたしますれば債権者が貸金請求を爲したるに債務者から月賦辨済を申出て債権者之を承諾したとき調書に記載せらるゝ和解條項の一例を示さば下の如くであります。

- 一 本件金額及利子損害金ヲ金何圓トシ、被告ハ本年何月ヨリ何月迄何ヶ月間ニ、毎月何日限り金何圓宛原告方ニ持参シ支拂フコト
- 二 其餘ノ原告請求ハ之ヲ抛棄スルコト
- 三 被告ニ於テ第一項ノ期日ニ支拂ヲ怠リタルトキハ、殘金額ニ付一時ニ強制執行ヲ受クルモ被告ハ異議ナキコト
- 四 訴訟費用ハ各自辨ノコト

以上の如くにして被告が支拂を怠りたるときは、原告は被告に對し内容證明郵便を以て支拂を怠れる額の請求を爲し、其支拂なきときは内容證明郵便の一通を添附し和解調書に執行文下附の申請を爲し、其下附を受けて強制執行を執達吏に委任することが出来ます。

又本訴の出訴前當事者は民事上の争に付、相手方住所地の區裁判所に和解の申立を爲すことが出来ます、當事者双方出頭して和解調ひたるときは裁判所は和解事項を調書に記載いたします、若し當事者の一方が和解の呼出を受けても其期日に出頭せざるときは和解は調はざるものと看做さねばなりません、此場合の貼用印紙は訴訟價格二十圓以下印紙二十錢、二十圓以上印紙四十錢であります。

▲訴訟の休止 當事者双方が口頭辯論期日に出頭せず、又は辯論を爲さずに退廷した場合に於て三ヶ月内に期日指定の申立を爲さぬときは訴の取下ありたるものと看做され、更らに訴を提起せねばなりませんから、三ヶ月内に必ず期日指定の申立を爲すことを忘れてはいけません、當事者が訴訟示談解決の見込あるとき、双方談合の上口頭辯論に出頭せぬときは訴訟は休止と爲りますから、三ヶ月内に示談の話を進め交渉纏まらぬときは期日指定の申立

を爲し訴訟を進行することに心掛けなさい。

▲反訴 被告は口頭辯論の終結に至るまで本訴の繫屬する裁判所に反訴を提起することが出来ます、但其訴訟の目的たる請求が他に專屬管轄裁判所なきこと、及本訴の目的たる請求又は防禦と牽連の關係がなければなりません、假へば債權者が貸金の請求を爲した場合に、債務者から過拂額の返還を求むるが如き等であります。

▲證人証問 訴訟の遂行上證據方法は是非共證人の證言に依らねばならぬことが大多數であります、證人たる者須く宣誓書記載の如く「良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ黙秘セス又何事ヲモ附加セサルコトヲ誓」はねばなりません、當り障りのない曖昧の事を述べ又は一方のみの利益たるべき陳述を爲すを見受けますが眞に嘆すべきことです、宣誓したる證人偽證を爲したるときは刑法第六十九條に依り三月以上十年以下の懲役に處せらるゝのであります、又證人正當の事由なくして出頭せぬときは、裁判所は決定を以て之に因りて生じたる訴訟費用の負擔を命じ、且五百圓以下の過料に處します、尙正當の事由なくして出頭せぬ證人に對し裁判所は拘引を命ずることも出来ます。

(一) 證人が證言を拒み得る場合の一

證言が證人又は左に掲ぐる者の刑事上の訴追又は處罰を招く虞ある事項に關するときは或は此等の者の耻辱に歸すべき事項に關するとき

- 一 證人の配偶者、四親等内の血族若しくは三親等内の姻族又は證人の家の戸主、但親族に付ては親族關係が止みたる後も同じ
- 二 證人の後見人又は證人の後見を受くる者
- 三 證人が主人として仕ふる者

(二) 證人が證言を拒み得る場合の二

- 一 官吏、公吏、貴族院若しくは衆議院の議員又は官吏、公吏、貴族院若しくは衆議院の議員たりし者を證人として職務上の秘密に付訊問する場合
- 二 醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商、産婆、辯護士、辨理士、辯護人、公證人、宗教又は輔祀の職に在る者又は此等の職に在りたる者が、職務上知りたる事實にして黙秘すべきものに付訊問を受くるとき

三 技術又は職業の秘密に關する事項に付訊問を受くるとき

(右一、二、三の該當する者が黙秘の義務を免ぜられたときは、證言を爲さねばなりません)

(三) 證人が證言を拒み得る場合の三

證人が自己又は右(一)に述べた者に、著しき利害關係ある事項に付訊問を受くるとき

(四) 證人宣誓 裁判長は證人をして訊問前宣誓を爲さしめなければなりません。(特別の事由あるときは訊問後宣誓せしむることが出來ます) 宣誓の際には法廷内に在る者一同起立します。證人は宣誓書に署名捺印し裁判長に差出すので、證人たる者十六歳未滿なるとき、又は宣誓の趣旨を理解すること不能なる者に對しては、宣誓を爲さしむることが出來ません。

三二四

▲鑑定 鑑定は鑑定人の爲す判断です、學術又は職業に因り特別の智識を有する者が裁判所の指定したる事項に付述ぶる意見であります、證書に記載したる筆蹟又は印影が同一なりや否等は屢起ることです、鑑定人の判断如何が訴訟の勝敗に關係いたしますから其責任重大です、鑑定人は「良心ニ從ヒ誠實ニ鑑定ヲ爲スコトヲ誓フ」旨宣誓するので、偽鑑定は偽證罪と同一の處罰があります。

三二五

▲檢證 土地境界確認訴訟の如きは何うしても裁判所の檢證を経ねばならぬ事件です、其他にも種々ありませうが檢證に因りて、裁判官に事の是非を觀察して頂くのです。

三二六

▲當事者本人訊問 當事者が自ら訴訟を爲すときは法廷に於て訴訟の請求原因に付陳述いたしますから、當事者本人訊問の要ありませんが、當事者が代理人に訴訟行爲を委任したる場合は裁判所は心證を得る爲め當事者本人を訊問することがあります、之は申立に因り又は職權を以て爲され一種の證據方法であります。

三二七

▲證據保全 裁判所は豫め證據調を爲さねば其證據を使用するに困難なる事情ありと認むるときは、申立に因り證據調を爲すのであります、證據保全の申立は訴訟の繫續中は勿論のこと、其繫續前にも申立を爲すことが出來ます、證據保全の方法としては訴訟に極めて大事な證人が今や病危篤に迫れるときの訊問、汽車、電車と衝突の現場檢證等の方法に依り行はれます。

三二八

▲支拂命令の申請 金錢(貸金、家賃、賣掛金等) 代替物(穀類、酒、油等) 又は有價證

券の一定の數量の給付を目的とする請求に付ては裁判所は債権者の申立に因り支拂命令を發します。支拂命令は債務者の住所地の區裁判所に申請せねばなりません。

支拂命令の送達を受けたる債務者は債権者の請求通り支拂ふか、又は其送達を受けた翌日から二週間に異議の申立を爲さねばなりません、若し異議の申立がなければ債権者は裁判所の假執行の宣言を受け、執達吏に委任いたしますゆへ執達吏は強制執行を爲すことになり、債務者が支拂命令に對し異議の申立を爲さぬ場合は、債権者は異議を申立て得る期間後三十日以内に、假執行の申立を爲しませんと支拂命令は其效力を失ひます、若し債務者に對し執行せんとするならば、更に支拂命令の申請を爲さねばならぬことになり、假執行の申立を爲すことを忘れてはなりません。

支拂命令に對し適法なる異議の申立があれば、左の如き區別にて支拂命令申立の時に於て夫々管轄裁判所に訴の提起ありたるものと看做されます。

訴訟物の價額千圓以下 區裁判所に
同 千圓一錢以上 地方裁判所に

故に債権者は印紙を加貼せねばなりません「三〇四」の説明を御覽下さい。
支拂命令申請に關する書式を次に掲げます。

支拂命令ノ申立

住所	何	某
債権者	何	某
住所	何	
債務者	何	某

請求ノ趣旨

左ニ掲クル金額ニ付債務者ニ對シ支拂命令ヲ發セラレシコトヲ求ム
一金何百圓

昭和何年何月何日貸附元金

辨濟期昭和何年何月何日

外ニ右金額ニ對スル昭和何年何月何日ヨリ本件完済ニ至ル迄年何割何分ノ損害金(注意、辨濟期限後ノ利息ハ損害金ト記ス若シ辨濟期前ノ利息モアルトキハ「利息及損害金」ト記ス)
一金何圓何十錢 督促手續費用

内 譯

金何圓

支拂命令申立貼用印紙

民事訴訟法

民事訴訟法

四二八

金何十錢
金何十錢
金何十錢
金何程

同上送達料
同上書記料何枚分
同上提出日當
陸路往復何里居村ヨリ何驛迄
三等汽車往復何々驛ヨリ何驛迄

請求ノ原因

- 一、右債権者ハ債務者ニ對シ昭和六年六月六日元金何程ヲ一ヶ年何割何分ノ利息、昭和六年十二月二十日限返済ヲ受クヘキ約定ヲ以テ貸渡シタリ
- 二、然ルニ債務者ハ辨濟期ヲ經過スル今日ニ至ルモ（昭和何年何月何日ニ至ル利息ヲ支拂ヘタルノミニテ其他ヲ）支拂ヲ爲サス
- 三、依テ前記請求ノ趣旨ニ記載ノ金何圓何十錢及督促手續費用ヲ併セ支拂ヲ求ムル爲メ民事訴訟法第四百三十條乃至第四百三十二條ニ依リ本件申立ニ及ヒ候也

何區裁判所
判事 何

某殿

右債権者

何

某◎

注意

- 一 債権者が裁判所々在地外に住居せるときは送達料として郵便切手三十六錢（東京區裁判所）十八錢（宇都宮區裁判所）添付のこと、外に債権者住所へ支拂命令の送達料を送達部へ納付したる後申請書を裁判所に差出すこと（東京市内十錢以上一圓以下、栃木縣下は十錢）
- 二 東京裁判所にては書記料は半枚五錢一枚十錢の割合に計算すること（栃木縣下は辯護士以外の者の書記料一枚八錢、辯護士作成の書類書記料一枚金十錢の割合）
- 三 債権者が裁判所々在地外に住居するときは、其住所から汽車電車ある處まで往復里數一里に對し車馬賃を計算すること（栃木縣下は一里三十錢の割合）
- 四 汽車電車賃は裁判所々在地迄實費に依ること
- 五 支拂命令送達料として前書式に記載すべき額は栃木縣下は左の如し
金二十錢 債務者が裁判所々在地に住所を有せるとき
金二十八錢 債務者が裁判所々在地外に住所を有せるとき
- 六 支拂命令提出日當は東京裁判所金一圓、栃木縣下金 十錢です
- 七 家賃賃掛金等の請求も前書式を應用して書面を作成すること
- 八 收入印紙は初葉上欄外に横列に貼用すること
- 九 債權證書あるとき其寫を添附せずとも差支がありません
- 一〇 債権者が裁判所々在地に住所なきときは、其所在地に於て書類を受取るべき者を定め、右の支拂命令申請書と同時に左の書式にて差出すこと

民事訴訟法

四二九

届出人	債権者	住所	何	某
債権者		住所	何	某

右當事者間ノ貸金ニ對スル支拂命令申請事件ニ付右届出人債権者何某ハ右事件ニ關スル書面ノ送達ヲ受クヘキ場所及送達受取人ヲ左ノ如ク定メタルニ因リ民事訴訟法第七十條ニ依リ及届出候也

送達ヲ受クヘキ場所
送達受取人

年 月 日

届出人 債権者

送達受取人

何	何	何	某	某
何	何	何	某	某

何區裁判所御中

注意

支拂命令に對し債務者が異議の申立を爲すときは、裁判所は口頭辯論期日に出頭すべき呼出狀を右の送達受取人の許に送達いたします、送達受取人として知人に依頼するゝが宜い。

▲支拂命令に對する異議の申立 此異議申立に付て異議の理由はないが唯延期策として申立つる人もある様です、而して異議申立に付ては左の三つの場合があります。

(イ) 支拂命令送達の日から二週間内に異議を申立つる場合
債権者が右の二週間を経過するも、假執行宣言の申立を爲さぬときに債務者が異議の申立を爲す場合

(ハ) 假執行の宣言を附した支拂命令送達ありし場合に、其日から二週間内に支拂命令に對し異議の申立を爲す場合（此期間内に異議の申立なきとき又は異議却下の決定が確定したときは、支拂命令は確定判決と同一の效力を有することとなります。）
而して異議申立の書式を次に掲げます。

支拂命令ニ對スル異議ノ申立

債権者	住所	何	某
債務者	住所	何	某

右當事者間ノ昭和七年()第 號督促事件ニ付右債務者ハ昭和何年何月何日支拂命令ノ送達ヲ(前項のハ)の場合下ノ如く記載する。假執行ノ宣言ヲ附シタル支拂命令ノ送達ヲ)受ケタル處民事訴訟法第四百三十四條第二項ニ依リ異議申立候也
昭和何年何月何日

右債権者

何

某()

何區裁判所

判事 何

某 殿

注意

- 一 支拂命令を申請した訴訟物の價格に依り左の印紙を貼用せねばなりません。
價格二十圓以下は 印紙 二十錢
價格二十圓一錢以上は 印紙 二十五錢
- 二 左の如く送達料を納むること
債権者住所が執達吏送達範圍内の場所なるときは送達部へ送達料を納むること
債権者住所が裁判所々在地外なるときは東京區裁判所に於ては郵便切手三十 錢を納むること
宇都宮區裁判所に於ては債務者の住所如何に拘はらず郵便切手九十錢を納むること、右は十錢、五錢、三錢の切手を封筒に入れ、納人氏名を記して差出すを便といたします。

▲支拂命令に對する假執行の申立 之は債務者が支拂命令の送達を受けたるも、異議の申立を爲さぬときに債権者から假執行の申立を爲し、強制執行を爲す手續の前提であります。

支拂命令ニ對スル假執行ノ申立

債権者	住所	某
住所	何	
債務者	住所	某
住所	何	

右當事者間ノ昭和何年()第何號督促手續事件ニ付右債務者ハ昭和何年何月何日支拂命令ノ送達ヲ受ケタルモ其送達ノ日ヨリ二週間内ニ異議ノ申立ヲ爲サス且支拂ヲ爲サルニ因リ民事訴訟法第四百三十八條ニ依リ假執行ノ宣言ヲ求ム

手續ノ費用額左ノ如シ

- 一金何圓何十錢 督促手續費用
- 一金何圓何十錢 假執行申立費用
- 内 譯
- 金 何 錢 假執行申立書記料
- 金 何 十 錢 同上 貼用印紙額
- 金 何 十 錢 同上 送達料

民事訴訟法

民事訴訟法

金三十錢

同上 申立ノ爲出頭日當

四三四

計金何圓何十錢

右債權者

年 月 日

何

某 ㊦

何區裁判所

判事 何 某 殿

注意

- 一 督促手續費用は支拂命令申請書に記載したる費用額を記載すること
- 二 書記料は支拂命令申請の部に述べた金額に依り計算すること
- 三 債務者に對し假執行の爲め執達吏出張の際に假執行宣言付命令正本を送達するを便と爲す、勿論豫め送達するも差支がありません。
- 四 假執行申立印紙は請求價格二十圓以下は二十錢、二十圓一錢以上は四十錢を貼用すること
- 五 執行を執達吏に委任する場合は委任書々式を次に掲げます。

執行委任書

住所

債權者

住所

債務者

某

某

請求金額

一金何百圓也

貸附元金

昭和何年何月何日貸附

一金何十圓也

昭和何年何月何日ヨリ昭和何年何月何日迄年何割何分ノ利息及損害金

一金何圓何十錢

督促手續費用

一金何圓何十錢

假執行宣言申立手續費用

合計金何百何十圓也

右當事者間ノ強制執行委任致候條前記ノ如ク執行相成度候

追テ貴職ニ於テ差支ノ節ハ他ノ執達吏ヲシテ執行相成度候也

右債權者

年 月 日

何

某 ㊦

何區裁判所

執達吏役場 御中

▲訴訟費用の計算

訴訟費用は敗訴の當事者之を負擔するのであります、然れども裁判所は訴訟費用の一部宛を各當事者に負擔せしめ、又は訴訟費用各自負擔とする判決を爲すこと

民事訴訟法

四三五

も出来ません。

辯護士に訴訟を委任し支拂へたる手数料、謝金等は相手方に請求し得る訴訟費用ではありません、書類の提出日當、口頭辯論出廷日當其他訴訟印紙、書類の書記料、其他送達料等を計算して敗訴者に請求するのであります。

訴訟費用の確定決定を受け、之を執行するまでには一ヶ月餘の日時を要しますから、訴訟費用の請求は場合に依り後廻しと爲し、主たる請求に付執行するが得策の場合もあります。

■上訴 控訴、上告、抗告の三は上訴であります。以下之を區分して記述いたします。

▲控訴 第一審の終局判決に對して不服なる當事者は、覆審を求むる爲め上級審に控訴することが出来ず、控訴裁判所は

區裁判所が第一審なるときは地方裁判所

地方裁判所が第一審なるときは控訴院が控訴裁判所であります。

控訴申立は判決正本の送達ありたる日の翌日から二週間内に爲さねばなりません、控訴申立を爲す者が控訴人、相手方を被控訴人と申します。

▲上告 控訴審の終局判決に對し不服なる當事者は上告を爲すことが出来ず、上告裁判所は常に大審院です、上告は控訴審の判決が法令に違背したることを、理由とするときに限り之を爲すことが出来るのです、事實點は第二審までに確定いたします、上告を爲す當事者を上告人、相手方を被上告人と云へ、上告期間も控訴期間と同じく二週間です。

▲抗告 口頭辯論を経ないで訴訟手續に關する申立を却下したる決定、又は命令に對しては抗告を爲すことが出来ず。

抗告裁判所の決定に對しては其決定が法令に違背したることを理由とする場合に限り、更に抗告を爲すことが出来ず、之を再抗告と申します。

民事訴訟法第九十四條第三項の規定に「判決ノ更正決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得」とあり斯の如き即時抗告は裁判の告知ありたる日（裁判所の口頭告知又は決定書の送達等）から一週間内に爲すべきものであります、其他破産手續に關する裁判に對しても抗告を爲すことが出来ず。（破産法一一二條）

■強制執行 強制執行は確定の終局判決又は假執行の宣言を付したる終局判決に因りて之

を爲すことが出来るので、確定の終局判決とは

第一審裁判所の判決に對し期間内に控訴申立がなかつたとき

第二審裁判所の判決に對し期間内に上告申立がなかつたとき

上告裁判所の終局判決があつたとき

であります。

強制執行の執行力ある正本は判決の確定したるとき、又は假執行の宣言ありたる時に限り、判決正本の末尾に附記するのであります、而して執行力ある正本の効力は總て本邦の裁判区域内に及ぶものです、尙強制執行は民事訴訟法に於て別段の規定なきときは執達吏之を實施するのであります。

執達吏は債務者が其義務を完全に盡したときは執行力ある正本及受取證を之に交付し、又義務の一部分を盡したときは執行力ある正本に其旨を記入し、且受取證を債務者に交付せねばなりません。執達吏の職務として執行の爲必要な場合は債務者の住居、倉庫、及筐匣を搜索し、又は閉鎖した戸扉及筐匣を開かしむる権利があります。

債務者として又其家族として執達吏に臨まるとは良い氣持でないでせう、若し口頭辯論最終後に確定判決の請求に對し、異議の原因を生じたときは、第一審の受訴裁判所に訴を以て主張することが出来る救済方法があります、而し異議の訴の提起に因りて、強制執行の續行は妨げられませんから、更に強制執行の停止命令を受くる必要があります。

第三者が強制執行の目的物に付、所有權を主張し其他目的物の讓渡若くは引渡を妨ぐる權利を主張するときは、債權者に對し強制執行に對する異議の訴を提起することが出来ます、公證人が其權限内に於て成規の方式に依り、一定の金額の支拂又は代替物若くは有價證券の一定の數量の給付を以て目的とする請求に付、作成したる公正證書にして直に強制執行を受くべき旨を記載したるものなるときは、之に依り強制執行を爲すことも出来ます。

以下左に區分し説明いたします。

▲動産に對する強制執行 債務者の占有中にある有體動産は執達吏其物を占有して差押

をいたします、而して差押に係る物は普通債務者の保管に任ずるのであります、差押物脱漏又は隠匿等の危険があれば、執達吏は債務者に保管せしめず適宜に處置するのです、差押

物に對しては封印其他の方法（公示書の貼付等）を以て差押を明白ならしめます、現時執達
吏は人情味を加へ外來者には一見分らないやうな方法にて封印をいたします。

(イ)果實に對する差押 果實とは物の用方に從ひ收取する產出物にて田の稻、畑の麥、葡萄等
は天然果實です、此等の果實は未だ土地から離れない前でも差押を爲すことが出來ます、
然れども其差押は通常の成熟期の前一ヶ月内でなければ差押を爲すことが出來ません。(例
へば稻作は刈取る一ヶ月内に近づかなければ差押を爲すことが出來ない、又蠶は其多分が
繭を成造する爲め揚り蠶と爲つた後でなければ差押が出來ません。右は何れも其以前に差
押ふれば、收穫を不十分ならしむるからであります。

(ロ)差押を爲し得ない物（五七〇條）

- 第一 衣服、寢具、家具及厨具但此物カ債務者及其家族ノ爲メ缺クヘカラサルトキニ限ル
- 第二 債務者及其家族ニ必要ナル一ヶ月間ノ食料及薪炭
- 第三 技術者、職工、勞役者及產婆ニ在リテハ其營業上缺クヘカラサル物
- 第四 農業者ニ在リテハ其農業上缺クヘカラサル農具、家畜、肥料及次ノ收穫マテ農業ヲ續行スル爲
メ缺クヘカラサル農產物

- 第五 文武ノ官吏、神職、僧侶、公立私立ノ教育場教師、辯護士、公證人及醫師ニ在テハ其職業ヲ執
行スル爲メ缺クヘカラサル物並ニ身分相當ノ衣服
 - 第六 文武ノ官吏、神職、僧侶及公立私立ノ教育場教師ニ在テハ一ヶ月三百圓以内ノ收入又ハ三百圓
以内ノ恩給（三百圓以上ハ其超過額ノ半額ヲ差押フルコトカ出來ル即六百圓ノ俸給ナレハ百五
十圓ヲ差押フルカ如シ）
 - 第七 藥舖ニ在テハ調劑ヲ爲ス爲メ缺クヘカラサル器具及藥品
 - 第八 勳章及名譽ノ證標
 - 第九 實印其他職業ニ必要ナル印
 - 第十 神體、佛像其他禮拜ノ用ニ供スル物
 - 第十二 譜
 - 第十三 債務者又ハ其家族ノ未タ公ニセサル發明ニ關スル物及債務者又ハ其家族ノ未タ公ニセサル著述
ノ稿本
 - 第十三 債務者及其家族カ學校ニ於テ使用ニ供スル書籍
- 然れども右第一、第二、第九以下は債務者の承諾あるときは差押を爲すことが出來ます。
- ▲有體動産差押の場合配當要求の申立 他の債權者が債務者の有體動産を差押へた場合
は、差押以後競賣期日（競賣終了前）までに債權者は配當加入の申立を爲すことが出來ます、

此場合の債権は敢て判決を受けたものと限らないのです、夫れですから貸金、家賃、地代、日用品代金等の債権を有する者は配當加入の申立を爲すことが出来ます、左に貸金に付ての配當要求申立書の書式を掲げます。

(一) 裁判所の判決を受けてない場合

配當要求ノ申立書

差押債権者	住	住所
住	何	所
債務者	住	住所
住	何	所
配當要求者	住	住所
	何	所
	某	
	某	
	某	

一金何圓也

配當要求債権額

但昭和何年何月何日貸附元金、辨濟期同年何月何日

一金何圓也

但昭和何年何月何日ヨリ何年何月何日迄

右元金ニ對スル年一割何分ノ利息

合計金何圓也

右配當要求債権者ハ右債務者ニ對シ昭和何年何月何日金何圓ヲ貸附ケ前記ノ債権ヲ有シ候ニ付右差押債権者ヨリ債務者ニ係ル有體動産ノ強制執行ニ對シ民事訴訟法第五百八十八條ニ依リ其賣約金ノ配當要求ヲ申立候也

右配當要求者

何

某 ㊦

昭和何年何月何日

何區裁判所執達吏役場 御中

(二) 裁判所の判決を受け執行力ある正本に因り配當要求する場合

配當要求ノ申立書

(當事者の表示前掲の通り)

配當要求債権額

一金何圓也

執行力アル正本ニ因ル債権額

一金何圓也

但何年何月何日ヨリ何年何月何日迄

右金額ニ對スル年一割何分ノ利息

合計金何圓也

民事訴訟法

右配當要求債権者ハ右債務者ニ對シ何裁判所昭和何年()第何號何事件ノ執行力アル正本ニ因リ前記ノ債権ヲ有スルニ付右差押債権者ヨリ債務者ニ係ル有體動産ノ強制執行ニ對シ其實約金ノ配當要求ヲ申立候也。

年 月 日

右配當要求者

何區裁判所執達吏役場 御中

何

某 印

注意

- (1) 右の申立書は執達吏役場へ一通外に債務者、債権者の全部へ送達せらるるに依り申立書を數通作成のこと
- (2) 債務者、債権者へ送達すべき申立書の送達料を執達吏役場へ納付のこと(債権者へ郵便送達の場合に付切手十三錢)
- (3) 二の場合は執達吏役場へ差出す分に當事者、判決主文だけの寫を添付すること
- (4) 一の場合に於ては債務者は執達吏から配當要求の通知ありたるより三日の期間内に、其債権を認諾するや否を執達吏に申立てればならぬ、若し債務者が認諾せぬ場合は執達吏から其債権者に通知ありますから、三日内に債務者に対し債権確定の訴を起さなければならぬ
- (5) 有體動産賣約金全債権額に満たぬときは按分比例に依り各債権者に配當せらる
- (6) 先取特權ある配當要求債権者は(一)の書式末尾に左の如く附記すること
追テ右配當要求者ヨリ債務者ニ對シ有スル債権ハ家賃(又は單筒の賣渡代金等、或は飲食品及薪炭

油の代金等)ニシテ先取特權ヲ有スル債権ニ付右強制執行ニ依リ得タル賣得金ノ配當ニ關シ先取特權ノ順位ヲ以テ配當ヲ受クヘキモノナルコトヲ主張致候

尙此場合には「先取特權配當要求ノ申立書」と標記すること

(7) 不動産強制賣、債権及其他の財産權の差押の場合に配當要求申立書を裁判所に提出するのであります。

▲債權及他の財産權に對する強制執行

甲なる人は乙に貸金がある、乙は丙に貸金があると云ふ場合に、甲から乙に請求しても中々支拂はない、其處で甲は、乙の貸先なる丙に對し執行裁判所の差押命令に依り

丙ハ乙ニ對シ支拂ヲ爲スヘカラス

又乙ニ對シ債權ノ取立其他一切ノ處分ヲ爲スヘカラス

と云ふ如き趣旨の債權差押命令が送達せられます。

又別の書面にて裁判所から差押を爲した債權(丙から見れば借金)があるか、ないか七日内に書面を以て陳述せよと云ふ様な催告がありますから、丙は借金があるならば何の陳述も要るまいが、借金が無いならば其旨書面に認め(同文二通)裁判所に差出すが宜い。

右の差押へたる金銭の債権に付ては甲の選擇に従ひ代位の手續を要せないので之を取立つる爲め甲に轉付の命令を申請することが出來ます、之を轉付命令と申します、丙が其命令に服し甲に支拂を爲すときは乙に支拂を爲したると同じく義務を免るゝのであります、若し丙が乙に對し既に支拂済なるときは其旨を甲に對し通知を爲すべきです。(内容證明郵便に依る可とす)

△差押を爲し得ない債権(六一八條)

- 第一 法律上の養料
 - 第二 債務者カ義務捐建設所ヨリ又ハ第三者ノ慈善ニ因リ受クル繼續ノ收入但債務者及其家族ノ生活ノ爲メ必要ナルモノニ限ル
 - 第三 下士兵卒ノ給料並ニ恩給及其遺族扶助料
 - 第四 出陣ノ軍隊又ハ役務ニ服シタル軍艦ノ乗組員ニ屬スル軍人、軍屬ノ職務上ノ收入
 - 第五 文武ノ官吏、神職、僧侶及公立私立ノ教育場教師ノ職務上ノ收入、恩給及其遺族扶助料
 - 第六 職工、勞役者又ハ雇人カ其勞力又ハ役務ノ爲ニ受クル報酬
- 右第一、第五、第六の場合に於て職務上の收入、恩給其他の收入が一ケ年間に三百圓を超過するときは、其超過額の半額を差押ふることが出來ます。

▲不動産に對する強制執行

不動産に對する強制執行としては強制競賣、強制管理の二方法であります。(抵當權ある不動産に付ては競賣法に依り競賣の申立を爲すべきもので、之に付ては本編「三三四」に記述してあります)優先權なき場合の不動産競賣が以下記述する強制競賣と申します。

強制競賣申立を爲すには執行し得べき一定の債務名義(債權者から債務者に對し貸金請求の訴訟を提起し債權者勝訴の執行力ある判決正本又は假執行宣言付支拂命令正本或は公證人作成に係る執行力ある公正證書の正本等)を所持せねばなりません、此強制競賣の申立に付ては辯護士に委任なさるか又は司法代書人に書類作成方御依頼なさい。

申立書添付書類として(一)土地(又は建物)の登記簿謄本(二)公租公課證明書を要しますから豫め準備せねばなりません、書式其他は本編「三三四」競賣の記述を参照下さい、左に申立書式の一例を掲げます。

民事訴訟法

不動産強制競賣申立書

四四八

上欄外へ 収入印紙	四十錢 貼用
--------------	-----------

債權者	住所	某
債務者	住所	某

請求ノ趣旨

左ニ掲クル金額ハ何區裁判所昭和何年〇第何號假執行宣言付支拂命令正本ニ基ク債權
一金何百圓 貸付元金

昭和何年何月何日貸付

昭和何年何月何日返期

一金何圓

前記貸付ノ日昭和何年何月何日ヨリ昭和何年何月何日迄年一割何分ノ利息及損害金

一金何圓

督促手續費用

一金何圓

支拂命令ニ對スル假執行宣言申立手續費用

一金

債務名義送達證明申請手續費用

合計金何百何十圓

競賣物件ノ表示

郡市町村大字

地番

一田何反何畝歩

外何筆別紙目錄記載ノ通り

此見積價格金何百圓

申立

前記請求金額ノ辨濟ニ充ル爲メ前顯不動産ニ對シ強制競賣手續開始決定相成度候

理由

前記請求金額ハ何區裁判所昭和何年〇第何號貸金請求事件ノ假執行宣言附支拂命令正本ニ基キ債務者ノ辨濟スヘキモノニ有之候

然ルニ債務者ハ其義務ヲ履行セサルニ因リ本件申立仕候

附屬書類

- 一 假執行宣言付支拂命令正本 一通
- 一 土地登記簿謄本 何 通
- 一 公租公課證明書 一 通
- 一 競賣物件目錄 十三 通
- 一 債務名義ノ送達證明書 一 通

民事訴訟法

四四九

債権者カ裁判所ニ在地ニ住所ヲ有セサルトキハ左ノ届出書ヲ要ス、此書式ハ「三一八」ノ部ニ掲ケアリ)

一 送達場所及送達受取人ノ届出書

右民事訴訟法第六百四十二條第六百四十三條ニ依リ申立候也

昭和何年何月何日

何區裁判所

判事 何 某 殿

右債権者

何

某 〇

新競賣期日は、前競賣期日に於て許すべき競買價額の申出なきとき、裁判所は最低競賣價額を相當に低減して爲す競賣期日と申します。(低減率は普通二割見當)

再競賣期日 競落人が代金支拂期日に其義務を完全に履行せぬとき、裁判所が職權を以て爲す不動産の競賣期日を云ふのであります、而して競落人が再競賣期日の三日前までに、買入代金及手續の費用を支拂ひたるときは、再競賣手續を取消します、尙再競賣を爲すときは前の競落人は競賣に加はることが出来ません、且再度の競落代價が最初の競落代價より低いときは、不足の額及手續の費用を負擔せねばならず、再競賣價額が高いからとて剩餘金を請

求することは出来ません。

不動産に對し一番二番三番の抵當權設定ありたる場合に、抵當權者以外の者から強制競賣の申出を爲し、其競賣代金を以て一番抵當權に對し全部、二番抵當權者に對し半額の辨濟と爲り、三番抵當權者には少しの分配がなかつた場合、二番三番の抵當權は如何なる結末と爲るかと申せば、右の競落許可決定に依り三番までの抵當權は消滅し、競落者は擔保權の負擔なき所有權を取得することゝなるのであります。

強制管理は債権者をして不動産から生ずる果實收穫すべき米穀、地代、家賃等の收益を以て其權利の満足を得せしむるを以て目的とするのでありますから、裁判所は強制管理開始の決定に於て

- (一) 債権者が管理人の事務に干渉することを禁ず
- (二) 不動産の收益に付處分することを禁ず
- (三) 不動産の收益の給付を爲すべき第三者あるときは其第三者に其後の給付を管理人に爲すべきことを命ず

以上の如き命令を發します、而して管理人は裁判所之を任命し、以て正確を保持し債權者に支拂の満足を得せしむるものです。

▲船舶に對する強制執行 商船其他の海船に對する強制執行は、不動産の強制競賣に關する規定に従ふのでありますから茲に説明を省略いたします。

▲假差押 假差押とは金銭の債權又は金銭の債權に換ふることを得べき請求に付、動産又は不動産に對する強制執行を保全する爲め、債務者の處分權を制限する手續であります。假差押は之を爲さず放置するときは

(一)判決の執行を爲すこと能はざるとき

(二)判決の執行を爲すに著しき困難を生ずる恐あるとき

(三)外國に於て判決の執行を爲すに至るべきとき

右の場合に假差押の申請を爲すことが出來ます、而して假差押を申請するには保證金として債權金額の三分の一内外の金額(現金又は有價證券)を供託せねばなりません、而して貸金の爲め債務者の不動産に對し假差押申請手續の順序を述べれば、次の如く面倒なる手續を

三三三二

要します。

- 一 貸金請求の訴狀を管轄裁判所に差出すと同時に、不動産假差押命令申請書を差出すこと
- 二 假差押許可となれば保證金の供託を命ぜられますから、供託書二通を作成し供託局に差出すこと
- 三 供託局にては供託金額を日本銀行(又は代理店)に供託すべきことを附記し、供託書一通を下附せられますから銀行に至り金額を納入すること
- 四 供託の手續終了せば納付書一通を作成し、供託受領證と共に假差押許可の裁判所に差出すこと(書式後に掲ぐ)
- 五 假差押登記囑託書を作成し不動産目録三通を差出すこと(書式後に掲ぐ)
- 六 所轄登記所が他町村なるときは郵便切手十二錢を裁判所に納付すること
- 七 假差押命令正本一通の領收書を裁判所に差出すこと

納付書

一 供託書金何圓也

昭和何年何月何日 壹通

但申請人何某債務者何某間ノ御庭昭和何年〇第何號事件ニ付納付致候也
昭和何年何月何日

申請人

何

某

何裁判所 御中

民事訴訟法

民事訴訟法

注意 裁判所に依りては納付書二通を要することがあります。

四五四

假差押登記囑託申請

債権者 住所 何 某
 債務者 住所 何 某

右當事者間ノ御座昭和何年○第何號不動産假差押命令申請事件ニ付別紙目録不動産ニ對スル假差押登記ヲ所轄區裁判所(出張所)ニ御囑託相成度此段申請候也
 昭和何年何月何日

右債権者

何

某

何裁判所書記課 御中

目録

何郡何村大字何

何番

一田何反何畝何歩

以上

印紙
印紙
印紙
印紙

收入印紙 壹圓壹枚計金壹圓
 同 五拾錢壹枚計金五拾錢
 同 貳拾錢壹枚計金貳拾錢
 同 拾錢壹枚計金拾錢
 合計 四枚 計金壹圓八拾錢

注意

- 一 假差押、假處分に付ては債権金額の千分の四の登録税を納むること
- 二 目録三通を作成し、内一通には前掲の如く印紙を貼用すること
- 三 右の囑託申請書初葉上欄外に印紙二十五錢貼用のこと

假差押登記抹消囑託申請

債権者 住所 何 某
 債務者 住所 何 某

右當事者間ノ御座昭和何年○第何號不動産假差押命令申請事件ニ付別紙目録不動産ニ對スル假差押登記相成居候處本案事件タル御座昭和何年○第何號貸金請求事件ハ債権者、債務者間ニ於テ示談解決致

民事訴訟法

四五五

民事訴訟法

四五六

シ該事件取下致候條別紙目録不動産ニ對スル假差押ノ抹消ヲ所轄區裁判所出張所ニ御囑託相成度此段申請候也

年 月 日
何區裁判所書記課 御中

右債權者

何

某 ㊦

注意

- 一 右の抹消囑託申請書は示談解決後に差出すべきものです。
- 二 収入印紙二十五錢を初葉上欄外に貼用すること
- 三 目録一通を作成し末尾に印紙を貼用すること（不動産一箇毎に印紙二十錢、不動産十一箇以上にても二箇に止る）

假差押を爲し事件が示談解決と爲つて供託した保證金を取戻さんとするときは次の如き書類を裁判所に差出すべきものです。

擔保取消ノ申立

申請人	住所
何	何
被申請人	住所
何	何

申立ノ趣旨

右當事者間ノ昭和何年〇第何號不動産假處分命令申請事件ニ付申請人ノ供託シタル擔保取消ノ決定ヲ求ム

申立ノ理由

前記申請事件ニ付（申請人ハ擔保權利者タル被申請人ノ同意ヲ得且）本案タル昭和何年〇第何號事件判決確定シタルニ因リ右擔保取消ノ決定ヲ求ムル爲メ申立候也
昭和何年何月何日

右申請人

何

某 ㊦

何裁判所

列事 何 某 殿

右擔保取消決定ニ同意ス

右被申請人

何

某 ㊦

注意

- 一 被申請人が擔保取消決定に同意せなるときは、申立理由中括弧内の文字を記さぬこと
- 二 収入印紙二十五錢を貼用すること

民事訴訟法

四七七

民事訴訟法

御請書

一 擔保取消決定謄本

但昭和何年〇第 號事件

各一通

右正ニ御請仕候也

昭和七年五月二十五日

何裁判所 御中

右申請人
右被申請人

何 何

某 某
㊦ ㊦

供託書運付請求書

申請人

何

某

被申請人

何

某

右當事者間ノ昭和何年〇第何號不動産假處分命令申請事件ニ付御應昭和何年〇第何號擔保取消決定ニ對シ被申立人ハ別紙ノ通り抗告權ヲ拋棄仕候間供託書御運付相成度此段及請求候也

昭和何年何月何日

右申立人

何

某
㊦

何裁判所 御中

抗告權拋棄書

申請人

何

某

被申請人

何

某

右當事者間ノ御應昭和何年〇第何號擔保取消決定事件ニ付同決定ニ對スル抗告權拋棄仕候也

昭和何年何月何日

右被申請人

何

某
㊦

何裁判所 御中

注意

一 擔保物解除に付ては相手方の同意を受くるを便とす、相手方同意せぬときは決定確定までに時日を要します。

御請書

一通

一 供託書

但昭和何年〇第何號事件

右正ニ御請仕候也

右申請人

何

某

昭和何年何月何日

何裁判所 御中

民事訴訟法

擔保取消決定確定證明願

四六〇

右當事者間ノ昭和何年〇第何號擔保取消決定事件ニ付同決定確定シタル旨ノ御證明相成度此段及御願候也

申請人 何 某

被申請人 何 某

右申請人

何

某 〇

昭和何年何月何日

何裁判所書記課 御中

注意

一 右證明願書正本に收入印紙二十五錢貼用し副本添附すること

御 請 書

一 擔保取消決定確定證明書

但昭和何年〇第 號事件

右正ニ御請仕候也

右申請人

何

某 〇

何裁判所書記課 御中

注意

一 以上の書類は全部一括して裁判所に差出すこと

二 以下の書類は供託局に差出すこと

供託物取戻請求書

一 供託番號昭和七年金第 何 號

一金何百圓也

前書ノ金圓ハ何裁判所昭和何年〇第何號擔保取消決定確定仕候間御下戻相成度供託書並ニ擔保取消決定贈本及確定證明書相添へ此段及請求候也

昭和何年何月何日

住 所

供託者

何

某 〇

何供託局 御中

利 息 請 求 書

供託番號昭和何年金第 號

一金千圓也

右ニ對スル利息金支拂相成度及請求候也

民事訴訟法

四六一

昭和何年何月何日
何供託局 御中

受取人 住所
何

某

注意

- 一 供託金に對しては年百分六厘の割合に依り利息を拂渡さる、故、供託物取戻請求の際本書二通を作成し同時に差出すこと
- 二 供託が一年以上繼續する場合は毎年七月供託者は之が拂渡を請求することが出来ます。

三三三

▲假處分 假處分とは特定の給付を目的とする請求の執行を保全する爲め、又は争ある法律關係に付假の地位を定むる爲めに爲す裁判上の手續であります。

(一) 執行保全の爲に爲す假處分は係争物に關する假處分(民訴七五五條)にて現狀が變更すれば當事者の一方の權利の實行を爲すこと出来ないとか、又は之を爲すに著しき困難を生ずる恐あるときに之を許さるゝのであります、例へば相手方たる土地所有者が土地の賣約を爲し、代金を受領しながら該土地を更に他人に賣渡し登記を爲さんと準備しつゝある場合の如きは假處分を爲すの必要があります。

(二) 争ある權利關係に付假の地位を定むる爲にも亦假處分を爲すことが出来ます、但其處分は

- (イ) 繼續する權利關係に付著しき損害を避くる爲めなること
 - (ロ) 急迫なる強暴を防ぐ爲めなること
 - (ハ) 其他の理由にて假處分を必要とすること
- 右の事由ある場合に假處分の申請を爲すことが出来ます、尙其法律關係は

財産的のものなると
身分的のものなると
を問はないのです、而して假處分を申請するに付ても裁判所の指定した金額(訴訟價格約三分の一内外)を保證金として供託せねばなりません。

三三四

▲競賣法に依る競賣 競賣法に依る競賣は左の三種があります。

區分	要項
動産の競賣	留置権者、先取特権者、質権者其他民法又は商法の規定に依りて其競賣を爲さんとする者の委任に因り競賣を爲すべき地の區裁判所所屬の執達吏之を爲します。

不動産の競賣
船舶の競賣

留置権者、先取特権者、質権者、抵当権者其他民法の規定に因りて競賣を爲さんとする者の申立に因り不動産所在地の區裁判所之を爲します。

登記しある船舶の競賣は申立に因り其當時の碇泊港又は船舶の現在地を管轄する區裁判所之を爲します。

以上の内競賣の實例多きは抵当権設定に係る不動産の競賣であります、依て左に必要なる書式を掲げます。

不動産競賣ノ申立

申立人債権者	郡市町村大字番地	某
債務者	何	
不動産所有者	郡市町村大字番地	某
	何	

競賣ニ附スヘキ不動産ノ表示

別紙目錄記載ノ通り

此見積價格金何千圓也

競賣ノ原因タル一定ノ債権

一金壹千圓也

但昭和何年何月何日右債務者ニ貸付ケタル元金(ノ残)

一金貳百圓也

但年一割ノ割合ニ依ル最後ノニケ年ノ利息損害金

右申立人ハ昭和何年何月何日右債務者ニ對シ金參千圓ヲ貸附ケ債務者ハ別紙目錄記載ノ不動産ニ對シ抵当權ヲ設定シ利息年一割、辨濟期昭和何年何月何日ト契約シタリ

然ルニ右債務者ハ昭和何年何月何日元金ノ内貳千圓ヲ辨濟シタルノミニテ同日以後ノ利息及殘元金壹千圓ヲ辨濟期ニ至ルモ支拂ハサルニ付民法及競賣法ノ規定ニ依リ茲ニ競賣ノ申立ヲ爲シタル次第ニ有之依テ前記不動産競賣相成度此段申立候也

附屬書類

- 一 不動産登記簿謄本 何 通
- 一 公租公課證明書 何 通
- 一 競賣物件目錄 十三 通
- (債権者が裁判所々所在地ニ住所ヲ有セサルトキハ左ノ届出書ヲ要ス、此書式ハ「三一八」ノ部ニ掲ケタリ)
- 一 送達場所及送達受取人ノ届出書 一 通
- 一 借用金證書寫 一 通

民事訴訟

民事訴訟法

四六六

遺言執行ニ關スルハ前記物件ニ貸借等ノ關係無之候（貸借契約アルトキハ其期限及借賃ヲ記スコト）

右申立人

何

某

昭和何年何月何日

何區裁判所

判事 何 某 殿

左に不動産登記簿謄本下附申請、公租公課證明願、不動産登記簿閲覧申請の各書式を掲げます。

土地（又ハ建物）登記簿謄本（抄本）下附申請

一 土地（又ハ建物）ノ表示

末尾記載ノ通り

一手 數 料

金何錢（一筆ニ付謄本ハ四十五錢、抄本ハ三十錢ノ割合ニテ其合計金額ヲ記スコト）

右土地（又ハ建物）登記簿謄本（抄本）下附相成度此段申請候也

但抹消ニ係ル登記ハ謄寫ノ必要無之候

（注意。抹消ニ係ル部分ノ記載ヲ必要トスルトキハ此但書ヲ記載セサルコト）

昭和 年 月 日

住所

氏

名

何區裁判所何出張所 御中

物件ノ表示

郡市町村大字

何 番

郡市町村大字

何 番（注意。地目反別ノ記載ヲ要セス）

以上

印紙 印紙 印紙 印紙 印紙 印紙

收入印紙 壹圓

何枚 計金何圓

同 五拾錢

何枚 計金何圓

同 貳拾錢

何枚 計金何拾錢

同 拾錢

何枚 計金何拾錢

合計

何枚 金何圓何拾錢

注意

一 抄本の交付を請求する場合には土地

表示の次の行に左の如く記載すること

二 抄本ヲ請求スル部分

民事訴訟法

四六七

民事訴訟法

- 土地(建物)ノ表示
所有者ノ住所氏名
抵當權設定年月日、債權者住所氏名、債権金額等其他必要部分を記載すること
郵便に依り請求する場合は送料切手添付のこと

公租公課證明願

郡市町村大字番地
所有者 何 某

- 郡市町村大字何番
一 田何反何畝何歩

賃賃價格金

地租金

縣稅金

町(村)稅金

郡市町村大字

何番地上建設

- 一 木造何葺平家建住宅

此建坪何拾坪

壹棟

縣稅金
町(村)稅金
右一ヶ年間ノ公租公課御證明相成度此段願上候也
昭和 年 月 日

住所 何 某 ㊟

何市町村長 何 某 殿

注意

- 一 所有者以外の者から右の證明願を爲すことが出来ます。
二 物件多數なるときは左表の如く記すを便と爲す。

郡	何	村	何	大字	何	地番	100	田	二反	二二三	賃賃價格	地租	縣稅	町稅	村稅
何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何

土地登記簿閲覧ノ申請

- 一 土地ノ表示
末尾記載ノ通り
一 利害關係ノ事由

民事訴訟法

賣買契約ヲ締結スルニ付抵當權設定有無調査ノ爲メ
又ハ金圓ヲ貸附ク抵當權ヲ設定セシムルニ付先順位抵當權設定有無調査ノ爲メ
一手 數 料

金拾五錢 (何筆にても一回の閲覧料金十五錢です末尾の如く印紙を餘白に貼用し其下部に印紙額
を記すこと、尙閲覧すべき筆數多數あるも其内一筆を記すのみにて差支ありません、若
し全部の筆數を記載すべしと指示ありたるときは其指示に従ひ記載すること)
右土地登記簿ノ閲覧仕度此段申請候也
昭和何年何月何日

住所 氏 名

何區裁判所何出張所 御中
物件ノ表示

郡市町村大字
何番

一田何反何畝何歩

以上

印紙

印紙

收入印紙 拾錢
計 五錢
壹枚 壹枚
計金拾錢
計金五錢
金拾五錢

(一) 注意
裁判所に依ては不動産競賣の申立書に土地の實測圖建物の見取圖を提出せしむることありませうか
ら其指示に従ふこと(東京區裁判所)
(二) 不動産競賣開始決定書等郵便送達を爲すものにありては切手を封筒に入れ豫納すること(宇都宮
區裁判所に於ては十錢切手十枚、五錢切手十枚、參錢切手拾枚を豫納す、之は裁判所に依り異なる
ゆへ指示を受くること)
書類を執達吏に依り送達するものによりては送達料を送達部に豫納すること(東京市内にて送達
料は町に依り十錢、遠距離最高一圓、栃木縣下は裁判所所在地の送達料十錢)
債務者と不動産所有者と異るときは申立書の冒頭に區別して表示すること
債權證書を持參し裁判所の要求に應じて提出すること
競賣開始決定登記囑託印紙として債權金額千圓に付五圓五十錢の割合にて裁判所に提出すること
(目録の一通に貼用す)

(三)(四)(五)(六)(七) 目録
裁判所の命令に因り不動産時價鑑定料、執達吏に對する經費日常等の手續費用として金二十圓以
上を豫納すること
不動産目録は左記様式のもの十通、各筆間に二行明けたるもの三通計十三通外に當事者目録三通
を提出すること

郡市町村大字何(府縣に依り大字名の外字名記載を要する所あり)
何番

民事訴訟法

一 田何反何敵何歩

同 所

何 番

一 畑何反何敵何歩

以 上

(八) 競落許可決定確定後競落金を受くる爲め申立人から裁判所に差出すべき債權計算書、費用計算書書式は次の通りです。

債權計算書

一金壹千貳百圓也

内 譯

金壹千圓也 昭和何年何月何日貸附元金ノ殘

金貳百圓也 右貸附金ニ對シ年一割ノ割合ニ依ル昭和何年何月何日ヨリ昭和何年何月何日迄、

(計算書差出ノ日迄ヲ記ス)最後ノ貳ヶ年分ノ利子損害金

右ノ通候也

昭和何年何月何日

債權者

何

某 〇

何區裁判所 御中

費用計算書

一金何圓何拾錢也

内 譯

金 壹 圓 不動産競賣申立印紙

金六拾四錢 不動産競賣申立書々記料八枚分

金參拾錢 同 提出日當

金壹圓八拾錢 同 添附不動産登記簿謄本

金拾六錢 同 公租公課證明申請書記料貳枚分

金(裁判所ノ指示ヲ受ケテ記入ス) 競賣費用

金(同) (送達料(執達吏ニ依ル分))

金(同) (郵便切手代)

金 不動産競賣開始決定登記印紙

右ノ通候也

昭和何年何月何日

民事訴訟法

昭和何年何月何日

同 同

同 同

同 同

同 同

何區裁判所 御中

債権者

何

某

- (九) 國稅徵收法を適用せらるる滞納税額があつた場合に付一言す、債務者の不動産の上に抵當權を設定しても其設定の日から一ヶ年内の納期限に在る税額にして滞納ありたるときは、該不動産の價額を限度として抵當附債權に對しても國稅の方に先取權がありますから、滞納税額を控除した殘額が抵當附債權者に交付せらるるものであります。(國稅徵收法を適用する國稅以外の府縣稅市町村稅に付ても先取權があります)
- (五) 土地に對し抵當權を設定した場合は土地に附加して一體を爲したるものに及びます。(建物を除きます)
- (二) 利息債權は前掲申立書の如く二ヶ年分だけ抵當權として優先辨濟を受け其他の利息は普通債權として請求することが出來ます、其他抵當權に付ては民法編「四一」以下の記述を参照下さい。

△以上を以て書式の一通りを掲げました、如何なる物が不動産なるやのことに付ては民法編「二五」に於て記述いたしましたから之を参照下さい、唯一、二申添へ置くことは

(イ) 立木の集團の範圍 之に付ては「樹木集團ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と昭和六年三月法律改正せられ、昭和七年二月勅令第十二號を以て左の如く規定し同月十五日から施行

立木法

せられました。

第一條 立木法第一條ノ規定ニ依リ立木ノ登記ヲ受クルコトヲ得ヘキ樹木ノ集團ハ別表ニ掲グル樹種ノ内七種ヲ超エサル種類ノ樹木ノミヲ以テ組成セラル、モノニ限ル
但シ植栽ニ依リ生立セシメタル樹木ノ集團ニ付テハ此制限ニ依ラサルコトヲ得

別表としてあかう外百三十四の樹種を定めてあります、其内數種を擧ぐれば、すぎ、ひのき、えそまつ、かつら、かへで(もみじ)、くぬぎ、くり、なら、はんのき等です其他は該勅令を参照下さい。

(ロ) 立木に抵當權及ぶや否 立木に對し所有者が保存登記を爲し之に抵當權を設定した場合に、土地のみの抵當權者の抵當權の效力は立木に及びません。

若し立木に對し右の如き登記がないならば土地の抵當權者は立木附の儘該土地を競賣に附することが出來ます。

(ハ) 建物を競賣に附する場合は建具や疊も附屬のまま、競賣に附して差支がありません、而し其競賣開始決定前に疊、建具を他に賣渡したならば、競賣から取除かれます。以上を以て民事訴訟法の記述を終りましたから、破産法と和議法に付簡單に附説致します、

破産法 現行破産法は大正十二年一月一日から施行せられました、其以前は民事訴訟法の一編として規定せられてありましたが（商人のみに適用）現行破産法は商人非商人の別なく適用し身代限又は家資分産の規定は廢止せられ、一般に破産者と申すこととなりました。

要するに破産は資産額よりも債務超過で、全債務の支拂を爲すこと能はざるとき債務者に對し、破産の宣告を求むる爲め債権者から裁判所に申立を爲すものであります、破産の申立は手續が複雑ですから何うしても辯護士に委任するの必要があり、唯破産法の規定中常識として心得て置いて可なる事項數點を左に記述いたします。

破産申立の手續 破産宣告の申立は債権者又は債務者何れからでも出来ます、而して債権者が破産の申立を爲す場合に於ては破産手續の費用として裁判所が相當と認むる金額を豫納せなければなりません、其豫納額は各裁判所により異なりますが、個人の破産ならば先づ三百圓以上、銀行會社等の破産にては少くとも二千圓位は豫納を命ぜらるゝものと心得て居らねばなりません、其手續費用は破産者に財産さへあれば、後日一般の配當前に優先的に辨済を受け得らるゝ財團債権でありますから、一時の立替の如きものです。

破産宣告の場合裁判所の定むべき事項

裁判所は破産宣告と同時に左の事項を定めま

- (イ) 破産管財人の選任 破産管財人は裁判所の選任に因るものです、其性質に付ては公吏説代理説等ありますが何れにしても一種の公務であつて債権者一般の利益も代表し、又債務者をも代表する一身兩體と云ふも不可でありませんが、事情を知らぬ破産者は破産管財人を破産宣告申立の主謀者であるかの如く解しますが、常人としては無理がありません、破産管財人は職務に關し賄賂罪が成立いたしますから、餘程注意を拂はねばなりません、尙管財人たる者は法律智識を要するゆへ辯護士が選任せられる慣例です。
- (ロ) 債権届出期間の指定 破産宣告の日から二週間以上四月以下の範圍に於て債権届出期間を定めます、債権者は此期間内に届出を爲さねばなりません、若し其期間を徒過したるときは事情を具して裁判所に届出を爲して見るが宜しいです。
- (ハ) 第一回債権集會期日の指定 破産宣告の日から一ヶ月以内に於て集會期日を定めます、當日は裁判所に於ける集會に債権者は出席なさい。

(二)

債権調査期日の指定 債権届出期間の末日から、一週間以上一月以下の期間内に於て債権調査期間を定めます、當日は債権證書を持参して出席せねば債権の存在を否認せらるる憂があります、本人差支の節は代理人(常人にても可なり但委任状を持参せしむること)を出席せしめなさい。

(ホ)

破産者に對し(一)債務を負担せる者や(二)破産財團の屬する財産の所持者(例へば動産等を占有せる者の如き)は破産者に辨済を爲したり又は財産を交付してはいけません。左の者は裁判所の指定した期間内に破産管財人に届出を爲すべきものです。

1. 破産者に債務を負担せる者
2. 破産者の財産を所持せる者(動産等の如き)
3. 右の財産所持者が質権、留置権、先取特權等の優先權を有するときは別除權を有する旨。

以上の事項は裁判所にて官報又は新聞紙(登記事項公告掲載指定の新聞紙)に依り公告せられますから債権者は此等公告に注意して債権届出を爲さねばなりません。

▲破産宣告に對する抗告

管轄區裁判所の破産宣告に對して破産者が不服ならば地方裁判所に抗告の申立てを爲し宣告取消の決定を求むることが出来ます、此抗告理由は種々あるでありますが(一)債務額よりも資産額多く決して支拂不能の事由がないとか(二)債務として計上せられたものは全部又は一部支拂済なること等、證據書類を提出して説明せねばなりません、此抗告期間は破産宣告公告あつた日から起算して二週間内です。

▲債権届出

債権届出書式を左に掲げます。

(1) 優先權なき債権に關するもの

破産債権届出書

破産者何某ノ破産債権者

住所

届出人

何

某

右届出人ノ御座昭和何年()第何號破産事件ノ破産者何某ニ對シ左ノ債権ヲ有シ候

債権ノ額

一金壹千圓也

昭和四年六月一日貸附元金

一金參百圓也

貸附ノ日ヨリ昭和七年五月三十一日迄年壹割ノ利息及損害金

合計金壹千參百圓也

破産法

破産法

債権ノ原因

一 貸附元金 金壹千圓

一 貸附年月日 昭和四年六月一日

一 利息 年壹割(又ハ金百圓ニ付日歩金何錢等)

一 辨濟期 昭和四年十二月二十日

一 利息延滞年月日 昭和四年六月一日以後之カ支拂ヲ爲サス

以上ノ通り破産者ニ對シ貸與シタリ

優先權ノ有無

一般ノ優先權ナシ

證據書類

金圓借用證書ニ依リ債權ノ存在ヲ證ス

附屬書類

一金圓借用證書 一通

右破産法第二百二十八條ニ依リ届出候也

右届出人

昭和七年六月十日

何區裁判所

判事 何 某 股

何 某 〇

(2) 抵當權等の設定ある債權に關するもの

破産債権届出書

破産者何某ノ破産債権者

住所 何

届出人 何 某

右届出人ハ御座昭和何年第()何號破産事件ノ破産者何某ニ對シ左ノ債權ヲ有シ候

一金貳千圓也 債權ノ額

一金六百圓也 昭和四年六月一日貸附元金

合計金貳千六百圓也 貸附ノ日ヨリ昭和七年五月三十一日迄年一割ノ利息及損害金

別除權

一 別除權ノ目的物 別紙金圓借用證書寫ニ記載セル土地何筆ニ對スル抵當權設定

一 右目的物ノ價額金千六百圓也

目的物價額ノ内譯

種目	反別	一反當リ時價	總價額
畑田	四、〇〇〇	二五〇	一、〇〇〇
計	五、〇〇〇	一二〇	一、六〇〇

破産法

破産法

一別除權行使ニ依リ辨濟ヲ受クル能ハサルヘキ債權額 金千圓也

債權額

一貸附元金 金貳千圓

一貸附 昭和四年六月一日

一利息 年壹割

一辨濟期 昭和四年十二月二十日

一利息延滞年月日 昭和四年六月一日以後之カ支拂ヲ爲サス

以上ノ通り破産者ニ貸與シタリ

證據書類

金圓借用證書ニ依リ債權ノ存在ヲ證ス

附屬書類

一金圓借用證書寫 一通

右破産法第二百二十八條ニ依リ届出候也

右届出人
何

某 印

昭和七年六月十日

何區裁判所

判事 何 某 殿

(3) 判決に依り確定したる債權に關するもの

破産債權届出書

(内容記載前例ニ同シ)

債權ノ原因

一判決裁判所 何裁判所

一判決確定年月日 昭和何年何月何日

一判決主文 判決正本寫ノ通り

證據書類

一判決正本ニ依リ債權ノ存在ヲ證ス

附屬書類

一判決正本寫 一通

(以下前例ニ同シ)

意

利息は破産宣告の前日迄の分を計算すること

利息制記法以上の利率を約したるものにおいて、其制限迄に引直し計算届出を爲すこと

債權届出書は正副二通を差出すべきこと

別除權の目的物價額判明せざるものにおいて、破産管財人の指示を受くるを便とす

以上の如く債權届出ありたる總額の内配當に加ふべき債權の總額と配當すべき金額との按分比例

(五)(四)(三)(二)(一)注

破産法

にて破産管財人は配當表を作成し、監査委員の同意（監査委員なきときは裁判所の許可）を得て各債権者に配當するものであります。

(六) 破産債権が訴訟繫属中のものなるときは裁判所名、件名、番號を附記すること

債権者集會に於て保争中の債権を承認せられ、裁判所書記に於て債権表を作成するときは、確定判決と同一の效力を有します。

三四〇

▲破産者居住地の制限 破産者は裁判所の許可を受くるにあらざれば其居住地を離るゝことが出来ません、之に違反するときは一年以下の懲役又は千圓以下の罰金の制裁を受けます之破産財團整理上本人から事情を聴取る必要もあり又本人が財産を隠匿する危険もあるから此制限あるわけです、若し本人が他の地に行きたる場合に裁判所は必要と認むるときは、破産者の引致を命ずることが出来ます、引致に付ては刑事訴訟法中拘引に關する規定が準用せらるゝのです。

三四一

▲破産管財人の職務 破産管財人は就職の後直に破産財團に屬する財産の占有及管理に着手し、家賃、地代、小作料を取立てねばなりません、又未登記の不動産を發見したるときは保存登記も申請すべきです、破産宣告後は破産者自らの名義に依る不動産に關する登記申請は受理せられません。

破産法第七條に「破産財團ノ管理及處分ヲ爲ス權利ハ破産管財人ニ專屬ス」と規定しある如く、破産者は財産の管理及處分権がなくなり財團に關する一切の行爲を管財人が代表いたし、破産者の實印も管財人に於て保管する必要があります。

裁判所は通信官署又は公衆通信取扱所に對し、破産者に宛てたる郵便物又は電報を破産管財人に配達すべき旨を囑託することになつて居ります。管財人は其信書開披を爲すことが出来ます、而して破産者は該郵便物の閱覽を求め又破産財團に關係なきものゝ交付を受けられません、管財人としても實際上の急要事項は直に通報すること職務上の親切です。

▲保證人の破産 保證人が破産宣告を受けたときは、債権者は破産宣告の時に於て有する債権の金額に付破産債権者として届出を爲すことが出来ます、若も債務者本人に對して先づ請求権を行使した後ならでは云ふことにいたすと、時機を失し債権者をして空權を擁せしむる憾みがあるからです。

三四三

▲否認權 否認權の行使は破産財團を原狀にせしむるもので、破産管財人が訴又は抗辯

に依り之を行ふものであります、左の如き行爲は破産財團の爲之を否認することが出来ます。
一 破産者に對するもの

1 破産者が破産債権者を害することを知つて爲したる行爲は否認を爲すことが出来ます
但之に因りて利益を受けた者が、其行爲の當時破産債権者を害すべき事實を知らなかつたときは否認權の行使が出来ません。

2 破産者が支拂の停止又は破産の申立ありたる後に爲したる擔保の供與（從來無擔保の債務に對し擔保を供與するか又は増擔保を爲す如き行爲）債務の消滅に關する行爲、（辨濟の如し）其他破産債権者を害する行爲は否認を爲すことが出来ます。

但之に因りて利益を受けた者が其行爲の當時支拂の停止又は破産の申立があつたことを知つて居つたのでなければ否認權の行使を爲すことが出来ません。

3 破産者の親族、戸主、家族又は同居者を相手方とする擔保の供與及債務の消滅に關する行爲は否認を爲すことが出来ます。
但相手方が其行爲の當時支拂の停止又は破産の申立あつたことを知らぬときは否認權

の行使を爲すことが出来ません。

4 破産者が支拂の停止若しくは破産の申立あつた後又は其前三十日内に爲した擔保の供與又は債務の消滅に關する行爲が

(イ) 破産者の義務に屬せないもの

(ロ) 其方法は時期が破産者の義務に屬せないものは否認を爲すことが出来ます。

但債権者が其行爲の當時支拂の停止若しくは破産の申立あつたこと、又は破産債権者を害すべき事實を知らぬときは否認權の行使を爲すことが出来ません。

5 破産者が支拂の停止若しくは破産の申立あつた後、又は其前六ヶ月内に爲した無償行爲及之と同視すべき有償行爲（一千圓の價額ある財産を二百圓位にて賣渡す如き行爲）

以上は破産者に對し否認權を行使するのであります。

二 轉得者に對するもの

轉得者（破産者より財産を買受けし如き者）に對しても、否認權の行使を爲すことが出来

ます。

(1) 轉得者が轉得の當時各其前者（破産者の如きを指す）に對する否認權の原因あることを知つたとき

(2) 轉得者が破産者の親族、戸主、家族又は同居者なるときは否認を爲すことが出來ます但轉得の當時各其前者に對する否認の原因あることを、知らなかつたときは否認權の行使を爲すことが出來ません。

(3) 轉得者が無償行為又は之と同視すべき有償行為に因りて轉得した場合に於て各其前者に對し否認の原因あるとき

以上一、二の行為に對しては何時迄の行為を否認し得るやと申さば、破産宣告の日から遡つて一年内に爲した行為でなければなりません、其以前の行為は支拂停止の事實を知つて居つたにもせよ否認權の行使を爲し得ないのです。

又否認權の时效は

(イ) 破産宣告の日から二年間

三四四

(ロ) 行為の日から二十年を経過したときは时效に因りて消滅いたします。

▲別除權

破産財團に屬する財産の上に存する特別の先取特權、質權又は抵當權を有する者は其目的たる財産に付別除權を有します。（商法に依る留置權も別除權あり）

別除權は破産手續に依らずして之を行へ得るものです、抵當權、質權の實行及特別の先取特權の行使を爲して差支がありません、別除權者は其の別除權の行使に依つて辨濟を受くる能はざる債權額に付のみ、破産債權者として其權利を行ふことを得るものです、其債權届出書式は前に掲げた如くです。（三三三九の(2)参照）

三四五

▲強和議 破産者は有産宣告後何時にても強制和議の提供を爲すことが出來ます、強制和議の提供を爲すには

イ 辨濟の方法

ロ 擔保を供せんとするときは其擔保

ハ 其他強制和議の條件

以上を裁判所に申出でねばなりません、強制和議の申出ありたるときは債権者集會を開き決議するので、強制和議の決議に付ては

イ 一般の債権調査終了前

ロ 最後の配當の許可ありたる後は決議することが出来ません。

強制和議を可決するには

(イ) 議決権を行ふことを得べき出席破産債権者の過半数

(ロ) 其債権額が届出を爲したる破産債権者の總債権額の四分の三以上に當る者

以上の者の同意を受くべきものです。

強制和議の可決ありたるときは裁判所は強制和議の認否に付決定を爲します、而して強制和議は破産債権者の全員の爲且其全員に對して效力を有するのです、多勢が少數を壓倒する傾向はありますが勢の向ふ處致方もないのです。

▲和議讓歩の取消 之は強制和議一部の取消とも云ふべきものです。

強制和議の條件を提供し裁判所の認可ありたるも
イ 強制和議が不正の方法に因りて成立するに至りたるとき
ロ 破産者が和議條件の履行を怠るとき
右の場合に履行を受けない破産債権者だけが強制和議を以て定めた讓歩を取消し原債權に復せしむることが出来ます。

▲強制和議の取消 之は強制和議全部の取消と云ふべきものです。

イ 破産者が強制和議の履行を怠りたる場合に於て

A 届出を爲した破産債権者の過半数

B 其債権額が其者の總債権の四分の三以上に當る者

右の者の申立があれば裁判所は強制和議取消の決定を爲さねばなりません。

ロ 詐欺破産に付有罪の判決確定したとき

A 破産債権者の申立

B 又は裁判所の職權を以て

強制和議取消の決定をいたします。

要するに右は多勢を以て少数を制する和議ですから強制和議と申すのでありますが、破産者が破産宣告を受けた後苦し紛れに宜い加減の和議条件を提供し、誠意なき履行では到底所期の目的を達することが出来ませんから、飽まで眞摯なる態度を以て履行を完了し以て日蔭の身分でなく復権の域に達することを望みます。

三四八

▲小破産 破産財團に属する財産の額が一萬圓に満たすと認めるときは、裁判所は破産の宣告と同時に小破産の決定を爲します、小破産も破産でありまして何等異なることなく唯其差異の一、二を述べますれば

- 1 小破産には監査委員を置かぬ
普通の破産に於ては監査委員を置くや否を第一回債権者集會に於て議決するのでありますが、小破産には此要がないのです。
- 2 公告の方法 小破産にありては公告の方法は市町村役場及裁判所の掲示場に、破産宣告の旨を公告するを以て足り、官報及新聞紙に公告するを要しません。

三四九

▲破産廢止 破産廢止の申立は次の場合に爲し得るのであります。

- 1 破産者は債権届出の期間内に届出を爲した總破産債権者の同意を得たとき
又は同意を爲さぬ破産債権者に對し他の破産債権者の同意を得て、破産財團から擔保を供したときは、破産廢止の申立を爲すことが出来ます。
- 2 破産宣告の後裁判所が破産財團を以て破産手續の費用(「三三六」に於て述べた金額)を償ふに足らずと認めたとときは破産管財人の申立に因り又は職權を以て破産廢止の決定を爲します、此場合には裁判所は債権者集會の意見を聽いて決定するのであります。
破産廢止は破産宣告の取消ではありませんから破産宣告其ものは存續するのです、誤解なさらぬやう一言いたして置きます。

三五〇

▲復権 破産宣告に因り如何なる權利に影響するやと申しますれば

- 1 後見人、後見監督人、親族會員と爲ることが出来ない。
- 2 貴衆兩院議員及府縣市町村會議員、商業會議所議員の選舉權被選舉權を有しない、貴衆兩院議員にして破産宣告を受くるときは失格いたします。

- 3 判事又は検事に任せらるゝことが出来ない。
- 4 高等試験、普通試験、裁判所書記試験、辨理士試験、計理士試験、教員檢定試験の受験資格がない。

5 左の職に就く資格がありません。

辯護士、公證人、取引所々員、取引員、辨理士、水先案内人、執達吏、私立學校教員。
破産者が辨濟其他の方法に因り破産債権者に對する債務の全部の免責を得たときは、破産裁判所は破産者の申立に因り復権の決定を爲します、舊法に依り破産若しくは家資分産の宣告又は身代限の處分を受けた者は、現行破産法に依り復権の申立を爲すことが出来ます。

▲破産に関する罰則

- 1 債務者の詐欺破産の罪は十年以下の懲役に處せられます。
詐欺破産の罪とは債務者が破産宣告の前後を問はず、自己若しくは他人の利益を圖り又は債権者を害する目的を以て、破産財團に屬する財産を隠匿、毀棄、債権者の不利益に處分するか、又は負擔を虚偽に増加し或は商業帳簿を故意に作爲し隠匿毀棄するが如きは詐欺破産の罪と爲るものであります、要するに財産を隠匿することもなく自然の成行で破産と爲つたものならば詐欺破産とは爲りません。
- 2 破産債権者として虚偽の権利を行ひたる者は十年以下の懲役に處せらる。
- 3 賄賂を收受、要求、約束、交付、提供又は約束したるときは三年以下の懲役又は三年以下の罰金に處せられます。

其他は破産法第三七四條以下を参照下さい。

■和議法

和議法は大正十二年一月一日から施行せられた法律です、和議法の和議は破産宣告を受くる如き資産の状態と爲つた場合に破産豫防の爲めにする強制和議を申すのであります。

▲和議申立の手續

和議申立人は債務者自身であつて（辯護士に委任し申立を爲すを得）申立書には申立の趣旨、申立の原因たる事實、辨濟の方法、和議條件を記載して書面を裁判所に差出さねばなりません、尙附屬書類として財産狀況明細書、債権者債務者一覽表を添附するのであります。

和議條件は要するに債権者をして譲歩せしむるものにて、債権者側より見れば不利益の條件です、債務者よりすれば極めて有利の条件であることは勿論です、其条件にも種々ありませうが

(1) 債務額を五年又は十年の年賦として支拂ふもの

(2) 債権の何割かを切捨て残餘を一時拂又は年賦拂と爲すもの

(3) 擔保（保證人、抵當權設定等）設定する場合もあり、然らざる場合もある。

以上の如く種々であります。要は破産豫防の爲にする方策ですから、之にて支拂を完了し得たならば、債務者は大助りです。加之債務者は破産者たるの憂目を免れます、又債権者も破産の場合よりも多く支拂を受くることになる場合もあります。

裁判所に於て和議の理由あるべしと認むるときは、和議事件調査の爲め整理委員（主として辯護士之に當る）を選任し整理委員をして債務者の財産、帳簿及和議條件に必要な調査を爲し和議開始の適否に付意見書を提出せしめ、其意見書に依り和議開始と否とを裁判所に於て決定するのであります。尙和議開始の申立を爲すには和議手續の費用（管財人及整理委員の費用其他公告費）として裁判所が相當と認むる金額を豫納せなければなりません。

三五四

▲和議と破産 和議開始の決定あつた後は破産の申立を爲すことが出来ません、之和議手續は破産豫防の目的であつて互に矛盾するからです。

又破産宣告ありたる後は強制和議の申立（前掲）を爲すことが出来ませんが和議法に依る和議申立を爲すことは出来ません。

三五五

▲和議開始の申立棄却の場合

1 破産回避の目的を以て申立を爲したとき

2 和議申立人の所在不明なるとき

3 詐欺破産の罪に該るべき行爲ありと認むるとき

4 和議の條件が法律の規定に反するるとき

5 和議の條件が和議債権者の一般の利益に反するときは

右の如く破産回避の目的を以て和議申立を爲す如き、又詐欺破産の罪に該るべき行爲ありながら一面和議申立を爲す如きも卑劣の行爲でありますから、裁判所は和議開始申立を棄却するのです。

三五六

▲和議債務者行為の制限 和議開始申立の時から和議開始決定の時迄は債務者は通常の範圍に屬せない行為を爲すことが出来ません、通常の範圍に屬せぬ行為とは不動産を讓渡し又は抵當權を設定する如き或は贈與を爲すが如き行為であります。

和議開始決定後は債務者が財産を管理處分する權利に影響はありませんが、前例の如き通常の範圍に屬せない行為を爲すに付ては和議管財人の同意を得て爲さねばなりません、又重要な行為に付て管財人が同意を爲すには、整理委員の意見を聽くべしと爲つて居ります。

三五七

▲和議開始の決定 裁判所は和議開始の決定と同時に左の行為を爲します。

イ 管財人の選任

ロ 債權届出期間の決定

ハ 債權者集會期日の決定

ニ 和議開始決定の公告

右の債權届出書式は破産債權届出書式を参照下さい。

三五八

▲和議債權の強制執行等中止 和議手続中は和議債權に付債務者の財産に對し強制執行、

假差押又は假處分を爲すことが出来ません。

又和議開始前和議債權に付債務者の財産に對し爲したる強制執行、假差押、假處分は和議手続中は之を中止することに爲つて居ります。

又和議認可の決定が確定したときは右の中止したる強制執行、假差押、假處分は其效力を失ふのであります、之和議提供條件に依り債權者間の公平を維持せん爲めであります。

三五九

▲和議讓歩の取消 破産法の部「三四六」に於て記述いたしました讓歩の取消は和議法に於ても同一です。

三六〇

▲和議の取消 次の場合には裁判所は和議取消の決定をいたします。

(イ) 債務者に詐欺破産の罪に該るべき行為あるとき

右の場合裁判所は債權者の申立に因り又は職權を以て和議取消の決定を爲すことが出来

ます。

(ロ) 債務者が和議の履行を怠りたるとき

右の場合は「三四七」のイの場合と同一ですから参照下さい。

▲和議事件より破産事件に移る場合 左の場合に於ては裁判所は破産の申立あるときは其申立に因り、申立なきときは職権を以て破産の宣告を爲さねばなりません。

(イ) 和議廢止の決定ありたる場合

裁判所は次の場合に職権を以て和議廢止の決定を爲すのです。

- 1 和議の可決前に和議の提供者が其提供を撤回したとき
- 2 債権者集會の第一期日より二月内に和議を可決せぬとき

(ロ) 和議不認可の決定が確定した場合

和議法第五十一條に依り裁判所が不認可の決定を爲した場合

和議債務者が誠心誠意を以て和議條件を履行する者があるならば不認可と爲る憂はないのでありますが、和議債務者が一方に財産を隠匿し置きながら債権者に割引辨濟を爲し、以て責任を免れんとするが如き不正の意思に出でたる場合には和議認可と爲るべき筋合のものでなく却つて破産宣告を受くるに至り鉞を突いて蛇を出す云ふものです。

(ハ) 和議取消の決定が確定した場合

債務者が詐欺破産の罪に該るべき行為あるとき又は債務者が和議條件の履行を怠つたときは和議を取消するのであります。

▲罰則 整理委員、管財人、和議債権者、其代理人、理事若くは之に準すべき者は賄賂に關する犯行あるときは、刑罰の制裁を受けねばなりません、之和議の公正を害するからであります。

◆民事参考資料 寛保二年徳川時代の公裁御定書の内第二十八項に身代限に關し左の定め

がありますから参考として掲げます。

身代限申付方の事

一田畑屋敷家藏家財 取上

但他所に家藏有之候分も取上尤金主立合吟味の上金高不足に候得ば追て身上取立次第可相掛旨申付、金高より餘分有之においては滞金に應じ爲相渡可申候、小作滞り身代限田畑屋敷は金主に渡置候上年々作徳を以て滞金額相濟ば地所元地主爲相返候事。

店借に候はゞ 家財取上

但地借り候て家作自分に仕候はゞ家財家作共取上可申事

右御定書は刑事に關することが大部分です、末尾に左の如く記されてあります。

右の趣達

上聞 相極候奉行中の外不可有他見者也

寛保二壬戌年四月 松平左近將監

右は民をして依らしむべく知らしむべからずとの徳川時代の政策であつたのです。

第六編 税 法

憲法第二十一條に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス」と規定しあり、兵役の義務と共に國民の二大義務であります。

而して憲法第六十二條には「新ニ租税ヲ課シ及税率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ定ムヘシ」と規定せられてありますから、帝國議會の協賛を経ての上法律を以てせねばなりません、之が例外を爲すものは關稅です、關稅は國際條約を以て定むることもあり、又勅令を以て特定の品目の税率を變更し得る場合があります。

要するに租税は國家又は地方團體が其一般費用を支辨するが爲めに收入の目的を以て國家の財政權に依り一定の標準を以て無償に且強制的に、人民から徴收する財産的負擔です。

▲租税の分類 租税を直接税と間接税に分類いたします、之が區別を左に略記いたします。

△直接 國 税

直接國税とは負擔が直接に納税者に歸著する租税を云ふのです、土地を所有するが故に地

租を納め、所得あるが故に所得税を納むるが如きものであります。而し純粹に云へば土地所有者が地租を納めましても、貸地と爲し地代の取立を爲し居るときの如きは、地租は結局借地人に於て支拂ふこととなり間接税に類するに至りますが、課税の外形から觀察した區分であると云ふことを知つて戴けば夫れで宜しいのです。

法律が直接國税として指定せるものは普通には地租、所得税、營業收益税、鑛業税、取引營業税ですが其他に直接税の部類に入るべきものに相続税、資本利子税があります。

陪審法第十二條、第三號の陪審員資格として「引續キ二年以上直接國税三圓以上ヲ納ムルコト」とあり、昭和二年勅令第四百十六號に依れば内地又は樺太に於ける直接國税の種類を左の如く定められてあります。

地租、第三種所得税、營業收益税、砂鑛區税、乙種資本利子税、鑛業税、市街宅地税、漁業税。

△間接國税

間接國税とは納税者に非ざる者に負擔が轉嫁する租税を申します、例へば酒造主が酒税を

納めても其税金は結局消費者に於て負擔することとなる如きものです、(酒代金の内に酒造税を含まして販賣するから)其他織物や砂糖消費税に於ても同一の理由であります、左のものは間接國税と申します。(間接國税犯則者處分法施行規則第一條)

酒造税、酒精及酒精含有飲料税、出港税、麥酒税、砂糖消費税、印紙税、骨牌税、織物消費税、取引税、清涼飲料税

租税は課税物件に依り收益税、財産税、取引税、消費税の四に分類することが出来ます。

此分類に依れば

(イ) 收益税……取得税、營業收益税、取引所營業税、鑛業税、砂鑛區税

(ロ) 財産税……地租、相続税

(ハ) 取引税……取引税、印紙税、登録税

(ニ) 消費税
 内國消費税 酒造税、酒精及酒精含有飲料税、麥酒税、砂糖消費税、織物消費税
 骨牌税、狩獵免許税、噸税、沖繩縣酒類出港税、清涼飲料税、樺太酒類出港税

以下各税法に付要點を記述いたします。

一 地租法

改正地租法は昭和六年三月公布せられ、同年四月一日から施行せられました。(伊豆七島及小笠原島には本法施行せぬ)

▲有租地の地目 左の如く區別します。

- 第一類地 田、畑、宅地、鹽田、鑛泉地
- 第二類地 池沼、山林、牧場、原野、雜種地

▲地積の定め方

- 一 宅地及鑛泉地の地積は平方メートルを單位として之を定む、一平方メートルの百分の一未満は之を切捨てます。
- 二 宅地及鑛泉地以外の土地の地積はアールを單位として之を定む。
 - 一 アールの百分の一未満の端數は之を切捨てます。但一筆の地積
 - 一 アールの百分の一未満なるものに付ては一アールの一万分の一未満の端數を切捨てる

のです。

(平方メートル 準基本(舊制〇坪三〇二五) アール 百平方メートル)

右は改正地租法第七條の規定ですが、同法第百條に於て當分の内は従來通り

宅地及鑛泉地は何坪何合何勺

宅地及鑛泉地以外は何町何反何畝何歩

と云ふ地積の定め方にて宜しい譯です、メートルやアールに依る地積改定は十年も又ずつと先のこととせう。

▲地租の課税標準 昭和六年から土地臺帳に登録した賃貸價格に依りまして地租の稅率は

百分の三・八です、賃貸價格は十年毎に之を改訂いたします、第一回の改訂は昭和十三年です(昭和五年以前は地價を標準として課税す)

▲地租の納期 次の通りです。

(一) 宅地 租

第一期 其年七月一日から三十一日限 年額二分の一

第二期 翌年一月一日から三十一日限 年額二分の一
(二) 田 租

第一期 翌年一月一日から三十一日限 年額四分の一
第二期 翌年二月一日から末日限 年額四分の一
第三期 翌年三月一日から三十一日限 年額四分の一
第四期 翌年五月一日から三十一日限 年額四分の一

(三) 其他

第一期 其年九月一日から三十日限 年額二分の一
第二期 其年十一月一日から三十日限 年額二分の一

地租は納期開始の時(其月一日)に於て土地臺帳に所有者として登録せられた者から之を徴収いたします。(質権の土地又は百年より長き期間の地上権に付ては質権者又は地上権者から徴収する)

市町村長は地租の納期毎に賃貸価格及地租の總額を稅務署長に報告せねばなりません。

▲開墾 開墾とは第二類地を第一類と爲すを謂ふのです、開墾に着手した土地に付ては土地所有者の申請に依り開墾着手の年及其翌年から二十年の開墾減租年を許可し、尙年租を

延長することもあります。

年期中は原地(開墾前の土地)相當の賃貸價格に依り地租を徴収いたしますが、地類變更を爲した後五年内に開墾に着手した土地に付ては年租を許可いたしません、例へば畑を山林となし更に畑に開墾する如き場合です。

開墾に因り賃貸價格を修正する場合に於ては、其地積を改測することになつて居ります。

▲地目變換及地類變換 地目變換とは第一類地中又は第二期地中の各地目を變更することです。

地類變換とは第一類地を第二類地と爲すことを申します、例へば田、畑を山林と爲すが如きです、此變換を爲したときは、土地所有者は三十日以内に之を稅務署長に届出でなければなりません。

▲荒地免租 地租法にて荒地とは災害に因り地形を變じ又は作土を損傷した土地を謂ふのです、納稅義務者の申請に依り十五年内の荒地免租年を許可し、尙延長することもあります。

地 租 法

五一〇

▲災害地免租 北海道又は府縣の全部又は一部に亘る災害又は天候不順に因り、收穫皆無に歸した田畑に付ては納稅義務者の申請に依り其年分地租は免除いたします。

▲自作農地免租 左の場合に於て田畑賃賃價格の合計金額が、其同居家族の分と合算して二百圓未滿のときは、納稅義務者の申請に依り其田畑の當該納期分地租は之を免除いたします、但小作に付した田畑は免除いたしません。

イ 納稅義務者（法人を除く）の住所地市町村及隣接市町村内に於ける田畑なること

ロ 右田畑の賃賃價格の合計金額は納期開始の時に於て計算する

右地租の免除を受けんとする者は、毎年三月中に住所在地市町村役場を経由して稅務署長に申請せねばなりません。

▲納稅管理人 他市町村に土地を所有するときは納稅に關する事項を處理せしむる爲め其市町村居住者を納稅管理人と定め左の書式に依り當該市町村役場に届出づるが宜しいです。

納稅管理人申告書

縣都市町村大字番地

何 某

右私儀貴市(町村)内ニ所有セル土地ニ對スル納稅ニ付テハ何市町村大字番地何某ヲ以テ納稅管理人ト相定メ候間此段申告候也

年 月 日

右 何 某
右 何 某

何市町村長 何 某 殿

納稅管理人 何 某 殿

▲土地臺帳 各稅務署に土地臺帳を備へてあります、土地臺帳謄本下附の申請を爲さんとするときは、左の如き申請書を差出しなさい。

土地臺帳謄本下附申請書

住所

申請者 何 某 殿

上欄外ニ
紙貼入用

何稅務署長 何 某 殿

町村名	大字名字	名地	番地	目	所有者氏名	摘	要

地 租 法

五一一

注 意

- 一、土地臺帳謄本手数料は一筆に付金十銭宛の割合にて收入印紙を貼付し消印を爲さず差出すこと
- 二、所有者氏名や反別が分つて居るならば、申請書に記載した方が間違がありません。
- 三、郵便に依り請求することが出来ます、但返信料添付のこと。

▲土地臺帳名義誤謬訂正

土地所有者戸籍名義が春野市郎なるに土地臺帳に春野一郎として記載しある如き場合は土地臺帳の名義誤謬訂正を税務署に申請せねばなりません、其の書式を次に掲げます。

土地臺帳名義誤謬訂正願

郡市町村大字番地
土地所有者 春野市郎

一所有土地ノ表示
郡市町村大字地番

一田何段何畝何歩

右土地ハ拙者所有地ニ有之候處貴廳ノ土地臺帳ニハ其所有者名義春野一郎トシテ記載有之該誤謬ヲ發見致候ニ付前記春野市郎ト御訂正相成度別紙戸籍抄本（註、未登記ノ土地ナルトキ）土地登記簿抄本（註、登記済ノ土地ナルトキ）相添へ此段願上候也

右

春野市郎

年 月 日
何税務署長 官 氏 名 殿

注 意

- 一、右土地が未登記ならば戸籍抄本を添付し税務署に訂正を願出つべく、既登記の土地ならば登記簿抄本（又は謄本）を添付し願出でなさい。
- 二、右訂正願に對しては別に許可書の如きものは下附せられませんから、名義訂正済の土地臺帳謄本下附申請書を同時に差出し置くが便宜であります。

二 所得税法

現行所得税法は大正九年八月一日から全部改正施行せられました、所得税の納税義務者は所得税法施行地（日本内地但小笠原島伊豆七島を除く）に住所を有し又は一年以上居所を有する者です、所得税の創設は明治二十年

▲所得の種類 所得の種類は第一種、第二種、第三種に分れます。

第一種 法人（商事会社又は民法上の營利法人）に對する所得税にて左の甲、乙、丙に分れます。

甲 法人の普通所得 第四條に左の規定があります。

法人ノ普通所得ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ保險會社ニ在リテハ各事業年度ノ利益金又ハ剩餘金ニ依ル（税率百分ノ五）
本法施行地ニ本店又ハ主たる事務所ヲ有セサル法人ノ普通所得ハ本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ付前項ノ規定ニ準シ之ヲ計算ス
法人カ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス（税率百分ノ十）

乙 法人の超過所得 第五條に左の規定があります。

法人ノ普通所得カ當該事業年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合（即ち一割です）ヲ以テ算出シタル金額ヲ超過スルトキハ其超過金額ヲ以テ法人ノ超過所得トス
税 率
超過所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各税率ヲ適用ス
普通所得金額中資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額
百分ノ四
百分ノ十
百分ノ二十

同百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額
同百分ノ三十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額
百分ノ十
百分ノ二十

資本金の計算方に付第六條に左の規定があります。

法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金額及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

前項計算ノ場合ニ於テ繰越缺損金アルトキハ其ノ各月末ニ於ケル金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算シ資本金額ヨリ控除ス（以上第六條）

本法ニ於テ積立金ト稱スルハ積立金其他名義ノ何タルヲ問ハス法人ノ普通所得中其留保シタルモノヲ謂フ（第八條）

丙 法人の清算所得 法人が解散した場合に、株主が株金額よりも多く拂戻を受くる如

Ja

き場合の會社殘餘財産に對し、清算所得として課税する、之に付第十一條に左の規定
があります。

法人解散シタル場合ニ於テ其殘餘財産ノ價格カ解散當時ノ拂込株式金額又ハ出資金額ヲ超過スル
トキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ清算所得トス

法人合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ株主又ハ社員カ合併後存続スル法
人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ヨリ合併ニ因リテ取得スル株式ノ拂込金額又ハ出資金額及
金錢ノ總額カ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ合併當時ノ拂込株式金額、出資金額、積立金及最後
ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ合併ニ因リ消滅シ
タル法人ノ清算所得ト看做ス（以上第十一條）

第十二條 合併後存続スル法人所得又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル
法人ノ所得ニ付所得税ヲ納ムル義務アルモノトス

税率

清算所得金額ヲ左ノ如ク區分シ各税率ヲ適用ス

積立金又ハ本法其ノ他ノ法律ニ依リ所得税ヲ課セラレサル所得ヨリ成ル金額

百分ノ五

其ノ他ノ金額

百分ノ十

▲同族會社

所得税法にて同族會社と申しまするのは

株主又は社員ノ一人及之と親族、使用人等特殊ノ關係ある者ノ株式金額又は出資金額ある

こと

右金額の合計が其法人の株式金額又は出資金額の二分の一以上に相當すること

右同族會社の積立金に對しては税金を加算いたします、之に付ては第二十一條の二の規定
を参照下り。

▲法人の所得申告期日

法人の各事業年度の所得は、毎事業年度確定の日若くは合併の日

から十四日內（清算の場合ハ其着手の日から二十日內）に財産目録、貸借對照表、損益計算
書（又は清算若くは合併に關する計算書）所得及資本金額の明細書を添附し、其所得を所轄
稅務署に申告すべきものです。

第二種 之は源泉課税にて例へば預金の利子に對する第二種所得税を銀行にて差引くことは

各位御存じでせう。

甲 所得税法施行地に於て支拂を受くる公債の利子（税率百分の四）

社債、銀行預金の利子、貸付信託の利益（所得税率百分の五）

乙 所得税法施行地に住所を有せず又は一年以上の居所も有せぬ者が、所得税法施行地に

本店又は主たる事務所を有する法人から受くる左の所得（税率百分の七、五）

利益

利息の配當

剰餘金の分配

利益又は剰餘金の處分たる賞與

賞與の性質を有する給與

第三種 第二種に属しない個人の所得であります。

▲第三種所得金額届出の算出方法 左の如く算出したします。

一 營業でない貸金の利子並第二種に属せない公債、社債及預金の利子は前年中の収入金額に依ります。

故に營業でない貸金に付ては所得金額申告書の所得の種類欄に「非營業貸金」と標示し所得の基本員數欄に元金を、収入金額欄に利息を記入いたします。而して其の収入金額は資本金利子の課せらるゝ資本金利子金額となります。貸金營業者の貸金は所得の

種類欄に「貸金」と標示し前年中の營業収入から營業費を差引いた金額を申告すべきも

二 山林の所得は前年中の總收入金から必要の経費を控除した金額に依ります。

三 賞與又は賞與の性質を有する給與は、前年三月一日から其年二月末日迄の収入金額に依ります。

四 法人から受くる利益若くは利息の配當又は剰餘金の分配は、前年三月一日から其年二月末日迄の収入金額から其十分の四を控除した金額です。

五 俸給、給料、歳費、年金、恩給、限隠料及此等の性質を有する給與は前年中の収入金額に依ります。（但前年一月一日から引續き支給を受けたものでないものに付ては其年の豫算年額）

六 前各號以外の所得（田畑、貸地、貸家、商工業、庶業）は前年中の總收入金額から必要の経費を控除した金額（但前年一月一日から引續き所有したのでない資産、營業又は職業の所得に付ては其年の豫算年額）

所得税法

五二〇

右の内控除すべき必要経費は所得税法施行規則第十四條に依れば左の如くであります。

- イ 種苗、蠶種、肥料の購買費
- ロ 家畜其他のものゝ飼養料
- ハ 仕入品の原價
- ニ 原料品の代價
- ホ 場所物件の修繕費又は借入料
- ヘ 場所物件又は業務に係る公課
- ト 雇人の給料
- チ 其他収入を得るに必要なるもの

(家事上の費用及之に關聯するものは控除しない)

▲勤勞所得の控除 前項の如くにして算出した所得總額一万二千圓以下なるときは其所得中勤勞所得(前項三及五の所得)に付左の金額を控除いたします。

區分

控除率

所得總額六千圓以下のとき

十分の二

所得總額中、勤勞所得以外の所得六千圓以上のとき

勤勞所得の十分の一

所得總額六千圓を超え

勤勞所得以外の所得六千圓未満のときは

勤勞所得中

勤勞所得以外の所得と合算して

六千圓に達する迄の金額の

十分の二

同 上其他の金額の(残りの金額)

十分の一

右の場合に於て戸主及其同居家族の所得は之を合算し其總額に付右の如く控除す。

戸主と別居する二人以上の同居家族の所得に付ても、戸主に合算して前同様控除いたします。

す。(戸主は別居し家族二人が他に同居した場合に其所得を戸主に合算することです)

▲老幼、不具廢疾者の人数に依る控除 上述の如くにして算出した所得總額三千圓以下

のときは其所得を有する者の申請に依り其所得から左の者に付控除いたします。

所得税法

五二一

- イ 其年三月一日現在の同居の戸主及家族中 年齢十八歳未満の者
- ロ 同 六十歳以上の者
- ハ 同 不具癱疾の者

以上の者一人に付百圓を控除いたします。(但所得税法第二條の規定に依る納税義務者の如き所得税法施行地に住所も居所も有しない者は適用されない)

不具癱疾者とは心神喪失の常況に在る者(民法の禁治産者の如き)聾者、啞者、盲者其他重大なる傷痍を受け、又は不治の疾患に罹り常に介護を要するものを云ふのであります。

▲生命保険契約の保険料控除 自己、家族又は其相續人を保険金受取人とする生命保険契約の爲めに拂込んだ保険料は年額二百圓(前年中の拂込額)を限り本人の申請に依り其所得から之を控除いたします。(郵便年金の拂込金も同じく控除せらる)

前項及本項の控除に關する申請書は各税務署から配付する所得金額申告書中に印刷してありますから當該欄に記入し毎年三月十五日迄に申請せねばなりません。

▲所得税を課せられない第三種の所得 左のものは所得税を課せられません。

- 一 軍人從軍中の俸給及手当
 - 二 扶助料及傷痍疾病者の恩給又は退隱料
 - 三 旅費、學資金及法定扶助料
 - 四 郵便貯金、産業組合貯金及銀行貯蓄預金の利子
 - 五 營利の事業に屬せない一時の所得
 - 六 日本の國籍を有せない者の本法施行地外に於ける資産、營業又は職業から生ずる所得
 - 七 國債、貯蓄債券、復興貯蓄債券の各利子
- ▲所得税納税最低限の所得金額** 第三種の所得金額千二百圓未満に對しては所得税を課せられません、又勤勞所得、老幼不具癱疾者、保険料等の控除を爲し千二百圓未満の所得金額となれば同じく所得税を納めずとも済むこととなります。
- ▲支拂調書提出の義務** 左の者は夫々支拂調書提出の義務があります。
- (イ) 第三種の所得に屬する俸給、給料、歳費、年金、恩給、退隱料、賞與若くは此等の性質を有する給與の支拂を爲す者

(ロ) 利益又は利息の配當若しくは剰餘金の分配を爲す法人

右の支拂調書提出を爲せば記載事項一件一人毎に金五厘の交付金を受くることが出来ます而して右の支拂調書を提出しなかつたり又は不正の記載を爲した支拂調書を提出するときは千圓以下の罰金に處せられます。(第五六條、第七五條)

▲所得調査委員会 各稅務署所轄内に所得調査委員会(委員は選舉に依る任期四ケ年)を置き市部と郡部とは調査委員会は別個と爲し開會するのが普通です、而して其開會日數は三十日以内とし、其年五月三十一日迄に委員會の調査結了せないときは、政府に於て調査未済の所得金額を決定いたします。

▲所得金額決定通知に對する異議 稅務署から第三種所得金額決定通知を受け、之に對し異議があれば通知を受けた日から二十日以内に不服の事由を詳記し所轄稅務監督局長宛に審査の請求を爲すことが出来ます、其審査請求書式の一例を左に掲げます。

昭和何年度第三種所得金額審査請求書

住所 何 某

右拙者ニ對スル昭和何年度第三種所得金額ヲ金何千圓ト決定シタル旨何稅務署長ノ通知書ヲ本月何日受領シタルモ該決定ニ對シ異議有之候ニ付右所得金額ヲ金何圓ト更正相成度左ニ其不服ノ理由ヲ陳述

致候

一 何々

二 何々 證憑書類

一 昭和六年度第三種所得金額決定通知書 一通

一 賣上日記帳(昭和何年分) 何冊

一 何々證書 何通

以上ノ理由ニ因リ審査請求致候也

昭和何年何月何日

右 何 某

何稅務監督局長 何 某殿

注意

- 一 右の審査請求を爲すも審査の決定あるまでは各納期毎に所得税を納めて居らねばなりません、審査の決定に依り所得金額が減じられたならば遡つて税額を計算し爾後不足額を納むれば宜しい、若し過納ならば下戻の請求が出来ます。
- 二 審査請求書は稅務署を経由し差出すこと。

▲所得金額減損更訂の手續 俸給、給料、歳費、年金、恩給、退隠料及此等の性質を有する給與の所得額二分の一以上を減損したときは、翌年一月三十一日迄に税務署に所得金額の更訂を請求することが出来ます、但所得金額決定後相續を爲し、又は贈與を爲し、或は營業繼續に因り所得金額を減損した場合は更訂の請求が出来ません、減損更訂の請求書の書式は次の通りです。

第三種所得金額減損更訂請求書

住所

氏

名

- 右拙者ニ對スル昭和何年度第三種所得金額何千圓ト決定シタル旨ノ通知書ヲ本月何日受領シタルモ左ニ陳述セル理由ノ如ク所得額二分ノ一以上ヲ減損セルヲ以テ所得金額更訂相成度
- 一 拙者ハ何市何町何番地何々會社ノ社員トシテ月給三百圓ヲ支給セラレ居リタル處本年五月三十一日限會社ヲ退職シタルヲ以テ本年分所得金額ハ即チ千五百圓ナリトス
 - 然ルニ貴廳ニ於テハ右月給一ケ年度ノ所得ヲ金三千六百圓ト計算セラレタルモ所得税法第六十四條規定ノ所得額二分ノ一以上ヲ減損シタルモノニ有之候
 - 前記會社退職後他ニ就職セス徒食ノ狀況ナリ
- 證 憑 書 類
- 一 昭和六年度第三種所得金額決定通知書 一通

一 何會社退職辭令書寫 一通
以上ノ理由ニ因リ所得金額減損更訂請求致候也

昭和何年何月何日

何 稅 務 署 長

官 氏 名 殿

右 何 某 〇

注 意
一 減損更訂處分の確定するに至る迄税金徴收の猶豫を願出つることが出来ます。

▲訴願又は行政訴訟の提起 以上述べた審査の請求又は減損更訂請求に對し決定ありたるも尙之に不服ならば、六十日以内に訴願又は行政訴訟の何れかを提起することが出来ます。

▲産業、工業者の所得税免除期間

(一) 重要物産製造業者左の如き製造業を営む者には、開業の年及其翌年より三年間其業務から生ずる所得に付、所得税を免除せられます。

- 一 金、銀、鉛、亞鉛、鐵又はアルミニウムの地金
- 二 鐵の條、竿、テーパー形アングル形類、軌條、板、線及管（鑄製管を除く）

- 三 銅の合金の條、竿、板及管
 - 四 汽罐、原動機（機關車を含む）及動力を以て運轉する鐵製の機械
 - 五 磷、曹達灰、苛性曹達、石灰窒素、磷酸アンモニウム、硫酸アンモニウム、石炭酸、クロール酸加里及グリセリン
 - 六 製紙用バルブ
 - 七 板硝子
 - 八 コンデンスドミルク
 - 九 絹、亞麻又は毛の織物（但動力を以て運轉する機械を使用し幅鯨尺一尺八寸以上及長鯨尺三十尺以上の織物のみを製造する者に限る）
- (二) 製鐵事業者 製鐵業獎勵法第一條該當者に對し設備完成の年及其翌年から十五年間所得税、營業收益税を免除せられます。
- ▲**第三種所得税の税率** 第三種所得金額を左の各級に區分し遞次に各税率を適用して所得税を賦課いたします。（超過累進税です）

而して山林の所得に付きましては山林以外の所得と之を區分いたし、山林の所得金額を五分した金額に對し、左の税率を適用して算出した金額を五倍したものを以て其税額と爲します、例へば山林所得六千圓の場合其五分の一は千二百圓にて税率百分の八税額九圓六十錢なれば、之を五倍し四十八圓の税額と爲るが如きものです。

所得金額	超過額	税率	税額	累計税額
千二百圓以下	三百圓	百分の八	九・六〇	九・六〇
千二百圓を 超ゆる金額	五百圓	百分の二	六・〇〇	一五・六〇
千五百圓	同	百分の三	一五・〇〇	三〇・六〇
二千圓	同	百分の四	四〇・〇〇	七〇・六〇
三千圓	同	百分の五	一〇〇・〇〇	一七〇・六〇
五千圓	同	百分の六・五	一三〇・〇〇	三〇〇・六〇
七千圓	同	百分の八	二四〇・〇〇	五四〇・六〇
一萬圓	同	百分の九・五	四七五・〇〇	一、〇一五・六〇
一萬五千圓	同	百分の十一	五五〇・〇〇	一、五六五・六〇
二萬圓	同	百分の十三	一、三〇〇・〇〇	二、八六五・六〇
三萬圓	同	百分の十五	三、〇〇〇・〇〇	五、八六五・六〇
五萬圓	同	百分の十七	三、四〇〇・〇〇	

所得稅法

七萬圓同	三萬圓	百分の十九	五、七〇〇〇〇	九、二六五・六〇
十萬圓同	十萬圓	百分の二十一	二一、〇〇〇〇〇	一四、九六五・六〇
二十萬圓同	三十萬圓	百分の二十三	六九、〇〇〇〇〇	三五、九六五・六〇
五十萬圓同	五十萬圓	百分の二十五	一二五、〇〇〇〇〇	一〇四、九六五・六〇
百萬圓同	百萬圓	百分の二十七	二七〇、〇〇〇〇〇	二二九、九六五・六〇
二百萬圓同	百萬圓	百分の三十	三〇〇、〇〇〇〇〇	四九九、九六五・六〇
三百萬圓同	百萬圓	百分の三十三	三三〇、〇〇〇〇〇	七九九、九六五・六〇
四百萬圓同	百萬圓	百分の三十六	三三〇、〇〇〇〇〇	一、一二九、九六五・六〇

五三〇

戸主及其同居家族の所得金額は之を合算し其總額に對し稅率を適用して算出した金額を各其所得金額に按分して各其稅額を定めます。

▲所得稅納期 第一期は七月、第二期は十月、第三期は翌年一月、第四期も翌年三月にて各三十一日限りであります。各市町村役場にては整理の都合上徵稅傳令書の日付は數日早目になつて居りませう。

▲所得稅遺脱者の處罰 詐欺其他不正の行爲に因り所得稅を遺脱した者は脫稅額三倍の罰金又は科料に處し自首を爲し又は稅務署長に申出でた者に對しては其罪を問はぬのでありま

す。(資本金利子稅、營業收益稅、相續稅の罰金も同様です。)

参考資料 昭和七年度の所得稅、相續稅、地租の内譯を左に掲げます。

所得稅		第一種	五四、一八一、八九七
		第二種	三〇、四八七、四六六
		第三種	一一六、〇九〇、一〇七
合計			二〇〇、七五九、四七〇
相續稅		家督相續	二一、四四七、七七六
		遺產相續	六、三五八、九七四
合計			二七、八〇六、七五〇
地租		田	四五、五九七、八四七 (二百九十八萬町步、五千百万筆)
		畑	一〇、二五五、九九四 (二百八十四萬町步、四千二百万筆)
		宅地	一七、七四六、〇七三 (四十一萬町步、千百万筆)
		山林	一、四八七、〇二三 (八百六十七萬町步、二千三百万筆)
		原野	一六五、一二二 (百六十八萬町步、六百万筆)
		其他	二一九、〇九一 (二十一萬町步、五十万筆)
合計			七五、四七一、一五〇

五三一

三 資本利子税

資本利子税法は大正十五年四月一日から施行せられた新設税です、同法施行地（日本内地、小笠原島伊豆七島を含む）に於て資本利子の支拂を受くる者には資本利子税として利子金額の百分の二を課せられます。

▲課税せらるゝ資本利子の區別

甲種 公債、社債、勸業債券、若くは銀行預金の利子又は貸付信託の利益

右の資本利子は其支拂を受くべき金額に依り資本利子税を課せらるゝものです、例へば銀行に定期預金を爲し置き、支拂期日に至り銀行から利子の支拂を受くるとき、銀行は左の金額を税額として控除いたします。

- (1) 資本利子税として預金利息の百分の二を控除す
 - (2) 第二種所得の「甲」に該當するものとして百分の五を控除す
- 右の二税合せて百分の七の税額を控除し銀行にては翌月十日迄に日本銀行（本店

支店、代理店の内へ）に拂込まねばなりません。

以上の次第ですから銀行に定期預金の利息を年五分として預けるときは百圓に付五圓の利息と爲ります、此内から右の二税合せて（百分の七）の税額が三十五銭なるゆへ、預金者が正味受取るところは四圓六十五銭です、されば結局四分六厘五毛の利息に當る計算と爲ります。

左に掲ぐるものには資本利子税を課せられません。

- 一 所得税法其他の法律に依り第二種所得税を課せられない者の支拂を受くる利子（公益法人等）
- 二 貯蓄債券又は復興貯蓄債券の利子
- 三 貯蓄銀行法第一條の貯蓄預金の利子
（豫め拂戻の期限を定め一回十圓未満の金額を預金として受入れ複利の方法にて預金を受入るゝもの）

乙種 第三種の所得に付納税義務を有する者の第三種の所得中營業に非ざる貸金又は預金

の利子

右乙種の資本利子は前年中の収入金額に依るので、尙此納税義務ある者は毎年三月十五日迄に其資本利子金額を税務署に申告しなければなりません。(所得金額申告書に資本利子金額を附記して届出で、宜いので申告書用紙は各税務署にて交付いたします)

乙種の資本利子金額は所得税法の調査委員会の調査に依り、税務署之を決定し八月十一月の二期に納税するのであります。

▲資本利子金額決定通知に対する異議 税務署の通知した資本利子金額に對し異議あらば二十日以内に審査の請求が出来ます、其請求に付ては所得税の部にて述べた書式を參照して作成なさい、又以上の審査決定に對し不服ならば六十日以内に訴願又は行政訴訟を提起することが出来ます。

四 營業收益税法

營業收益税法は昭和二年一月一日から施行せられました。(舊法は營業税法にて大正十五年四月廢止さる)

▲營業收益税納税者

- (一) 本法施行地 (日本内地全部、小笠原島、伊豆七島を含む) に本店其他の營業場を有する營利法人には營業收益税を課します。
- (二) 同法施行地に營業場を有し左に掲ぐる營業を爲す個人の純益四百圓以上なるときは同税を課せられます。

- 一 物品販賣業 (動植物其他普通に物品と稱せないもの、販賣も含む)
- 二 銀行業 (個人銀行)
- 三 無盡業
- 四 金錢貸附業 (營業者は本税を納め、非營業者は資本利子税を納むるのです)

- 五 物品貸附業 (動物物其他普通に物品と稱せないもの、貸附を含む)
- 六 製造業 (瓦斯電氣の供給、物品の細工修理を含む)
- 七 運送業 (運送取扱を含む)
- 八 倉庫業
- 九 請負業
- 一〇 印刷業
- 一一 出版業 (新聞紙法に依る出版を除く)
- 一二 寫真業
- 一三 席貸業 (待合等)
- 一四 旅人宿業 (下宿を含み木賃宿を含まぬ)
- 一五 料理店業
- 一六 周旋業
- 一七 代理業

元 仲立業
 元 問屋業

▲營業收益税課税額算出

營業收益税は營業の純益に付賦課せらるゝので

(一) 法人の純益は各事業年度の總益金から總損金を控除した金額に依り

(二) 個人の純益は前年中の總收入金額から必要の經費を控除した金額に依るのであります

が、尙左の點を注意なさい。

イ 前年一月一日から引續き營業を爲したものでないときは其年の豫算に依り計算す。

ロ 相續した營業に付ては相續人が引續き營業したものと看做し計算す。

ハ 資本利子税を課せらるべき資本利子は純益に算入しない。(之を算入すとすれば二重課

税の傾向と爲るから)

ニ 控除すべき必要の經費とは仕入品の原價、原料品の代價、場所物件の修繕費又は借入料、場所物件又は營業に係る公課、雇人の給料、其他收入を得るに必要なものを申します。家上の費用及之に關聯するものを含みません。

▲營業收益税を課せられない營業

- 一 政府の發行する印紙切手類の賣捌
- 二 度量衡の製作、修覆又は販賣
- 三 自己の採掘し又は採取した鐵物の販賣
- 四 新聞紙法に依る出版
- 五 本法施行地外に在る營業場に於て爲す營業
- 六 法人の漁業又は演劇興業
- 七 個人が自己の收穫した農産物、林産物、畜産物、水産物の販賣又は之を原料とする製造

(但特に營業場を設けて販賣又は製造を爲すを除く)

▲重要物産製造業者の免稅期間

本編所得税の部に述べた製造業を営む者に對しては開業の年及其翌年から三年間其營業から生ずる純益に對し營業收益税を免除せられます。製鐵事業者に對しては十五年間の免稅です。

▲營業收益税の稅率

次の通りです。

(一) 法人	百分の三、四
(二) 個人	百分の二、二
純益金額千圓以下のとき	百分の二、二
純益金額千圓を一千圓以下の金額超ゆるるとき	百分の二、六

(個人が營業用の土地に付納めた地租額は其營業收益税額から控除す、法人も事業年度に於て納めた地租額又は資本利子税額を同じく控除さる)

▲營業純益額届出期日

個人は毎年三月十五日迄に稅務署に届出でねばなりません、個人

の純益金額は所得稅調査委員會に於て調査し稅務署其金額を決定いたします。

法人にありては毎事業年度決算確定の日か若くは合併の日から十四日内、又は清算着手の日から二十日以内に純益金額を稅務署に申告すべきものです、又所得稅申告書に之を附記して差支がありません。

▲營業收益税の納期

法人 事業年度毎に徴収いたします。

個人 第一期 八月一日から三十一日限

第二期 十一月一日から三十日限

▲純益金額決定通知に對する異議

不服ならば、二十日以内に所轄稅務監督局長に審査の請求を爲すことが出來ます、審査を請求しても各納期に納めて居らねばなりません、唯異議の申立を認められ減額した決定を受けたならば納稅金の下戻を請求し得られます。

▲個人營業の純益金額減損更訂請求

營業純益金額二分の一以上減損したときは、翌年一月三十一日迄に更訂の請求が出來ます、此場合に稅金徵收の猶豫を申出でられます、此減損更訂や前項の審査請求に付ては所得稅に於て述べた書式を參酌して作成なさい、以上の請求に對し決定ありたるも尙之に對し不服あるときは六十日以内に訴願又は行政訴訟の何れか一を提起することが出來ます。

五 相續税法

相續税法は明治三十八年四月一日(日露戰爭當時)から施行せられ、爾來數回の改正を経て今日に至りました。

▲相續財産

相續開始したときは左の相續財産に對し相續稅が課せられます。

- (一) 相續開始地が帝國內の場合
- (二) 相續開始地が帝國外の場合

以上の場合に被相續人若くは相續人が帝國臣民たるを否とを問はず、相續税法施行地(朝鮮、樺太、臺灣を除いた日本内地です)に在る相續財産には相續稅を課せられます。

▲相續稅課稅を免るゝ相續財産價格

家督相續に在りては 五千圓未満
 遺產相續に在りては 千圓未満
 右の金額以上に達すれば、相續稅を納めねばなりません。

被相続人が相続税法施行地に住所を有するときは、左の財産を以て相続財産と爲します。

- 一 相続税法施行地に在る動産及不動産
- 二 同 不動産の上に存する権利
- 三 前二者以外の財産

若しも被相続人が相続税法施行地に住所を有せぬときは、右の一、二だけの財産を以て相続税法施行地に在る相続財産といたします。

船舶は船籍の所在地に在るものと見ます。

相続開始前一年内に相続税法施行地から施行地外に轉したものと、住所又は船籍は相続税法施行地内に在るものと看做し課税せられます。

▲相続財産目録の提出 相続人は相続開始を知りたる日から（遺言執行者又は相続財産管理人は就職の日から）三ヶ月以内に（相続が帝國外に於て開始したとき、相続財産価格申告書を提出すべき者が帝國內に住所を有しないときは書類提出期間六ヶ月です）左の書類を税務署に提出し申告せねばなりません。

相続財産目録

相続財産の價格中から控除せらるべき金額の明細書

▲相続税課税標準たる財産價格算出 此算出に付きましては相続開始の時の價格に依り左の如く計算いたします。

(1) 被相続人が相続税法施行地に住所を有するとき

- 一 相続開始の際相続税法施行地に在る相続財産
- 二 相続開始前一年内に被相続人が相続税法施行地に在る財産に付爲したる贈與の價格
- 三 右の一、二の合計價格から左の金額を控除出來ます、之は申告書に明記すべきです。

(イ) 公課

公課は相続開始當時に納期の開始せる未納税金に限り税目別に記載なさい。所得税、酒造税の如きは納期開始せなくも控除せられます。

(ロ) 被相続人の葬式費用

右費用は直接葬式の爲めに支出した費用です。埋葬後の追善供養費、墓費等は加

相続税法

相続税法

算せられないのです。

(ハ) 債務

之は相続開始の直前に於て被相続人の負擔せる債務の金額です。

(2) 被相続人が相続税法施行地に住所を有せないとき

一、二は前段に同じ

三 右の一、二の合計價格から左の金額を控除します。

イ 其財産に係る公課

ロ 其財産を目的とする留置權、特別の先取特權、質權、抵當權を以て擔保せらるゝ債務（信用貸借ではないけません）

ハ 其財産に關する贈與の義務

右の場合に永代借地權（横濱市、長崎市内に於て外國人の有する權利）及公共團體又は慈善其他の公益事業に對し爲した贈與及遺贈は課税價格に算入いたしません。

▲地上權、永小作權、定期金の價格の評定

一 地上權に付ては左の金額を以て其價格といたします。

残存期間	價	格
十年以下ナルモノ	地上權目的土地ノ賃貸價格ノ	二倍
三十年以下	同	三倍
五十年以下	同	五倍
百年以下	同	五倍
百年ヨリ長キモノ	同	十二倍

二 永小作權に付ては左の金額を以て其價格といたします。

残存期間	價	格
十年以下ナルモノ	永小作權目的土地ノ賃貸價格ノ	二倍
三十年以下	同	三倍
存續期間ノ定メナキモノ	同	三倍
五十年以下ナルモノ	同	五倍

以上の土地の賃貸價格とは貸主が公課、修繕費、保険料其他土地の維持に必要な経費を

相続税法

相續税法

五四六

負擔する條件を以て、之を貸貸する場合の貸主の收得すべき金額を謂ふのであります。
三 定期金に付ては左の金額を以て價格といたします。

區分	價格	制限
(イ) 有期定期金	残存期間に於ける總金額	一年の定期金の二十倍を超ゆることが出來ぬ
(ロ) 無期定期金	一年の定期金の二十倍	

(ハ) 終身定期金

終身定期金の目的とせられた人の年齢	價格	價格
二十歳未満の者	十年間の定期金の總額を以て其價格と爲す	格
三十歳同		
四十歳同		
五十歳同		
六十歳同		
六十歳以上の者		

▲ 政府の認定に依り相續財産價格を評定するもの

條件附權利

存續期間の不確定なる權利

信託の利益を受くべき權利

訴訟中の權利

▲ 軍人軍屬の戦死、死亡と相續税

軍人軍屬の相續人に對しては左の場合相續税を課し

ません。

軍人軍屬の戦死

軍人軍屬が戦争の爲め受けた傷痕疾病に起因して死亡したとき（負傷又は發病後一年を経過して死亡したときは相續税を課せられます）

▲ 相續税の税率

相續税は超過累進税にて左の税率に依り課せられます。

(一) 家督相續

相續税法

五四七

課税価格	課税区分	税率
五千圓以下ノ金額	相續人カ被相續人ノ家族タル直系卑屬ナルトキ	千分ノ六
五千圓ヲ超ユル金額	相續人カ被相續人ノ指シタル者ニ依リ選定シタル者ニ依リ選定セラルタル直系尊族タルトキ	千分ノ七
一万圓ヲ超ユル金額	相續人カ配偶者又ハ直系尊屬ナルトキ	千分ノ八
二萬圓ヲ超ユル金額	相續人カ其ノ他ノ者ナルトキ	千分ノ十
三萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ十五
四萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ二十
五萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ二十五
七萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ三十
十萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ四十
十五萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ五十
二十萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ六十
三十萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ七十
四十萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ八十
五十萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ九十
七十七萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ百
百萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ百二十
二百萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ百三十
三百萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ百四十
五百萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ百六十

(二)

遺産相続	課税区分	税率
七十萬圓ヲ超ユル金額	相續人カ直系卑屬ナルトキ	千分ノ九十
百萬圓ヲ超ユル金額	相續人カ配偶者又ハ直系尊屬ナルトキ	千分ノ百
二百萬圓ヲ超ユル金額	相續人カ其ノ他ノ者ナルトキ	千分ノ百十
三百萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ百二十
五百萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ百三十

課税価格	課税区分	税率
千圓以下ノ金額	相續人カ直系卑屬ナルトキ	千分ノ十
千圓ヲ超ユル金額	相續人カ配偶者又ハ直系尊屬ナルトキ	千分ノ十二
五千圓ヲ超ユル金額	相續人カ其ノ他ノ者ナルトキ	千分ノ十四
一萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ十七
二萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ二十
三萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ二十五
四萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ三十
五萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ三十五
七萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ四十五
十萬圓ヲ超ユル金額		千分ノ五十五
		千分ノ六十五
		千分ノ七十五

相続税法

十五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ七十五	千分ノ八十五	千分ノ百五
二十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ八十五	千分ノ九十五	千分ノ百十五
三十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ九十五	千分ノ百五	千分ノ百二十五
四十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百五	千分ノ百十五	千分ノ百三十五
五十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百五	千分ノ百二十五	千分ノ百四十五
七十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百二十五	千分ノ百三十五	千分ノ百五十五
百萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百三十五	千分ノ百四十五	千分ノ百六十五
二百萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百五十	千分ノ百六十	千分ノ百八十
三百萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百六十五	千分ノ百七十五	千分ノ百九十五
五百萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百八十	千分ノ九十	千分ノ二百十

五五〇

▲相続税課税價格決定に對する異議
 相続人、遺言執行者、相続財産管理人に於て相続税課税價格決定通知書を受け之に對し異議あるときは通知を受けた日から二十日以内に、當該稅務署に再審査を請求することが出來ます、請求書は本編「三九三」の書式を參酌して作成なさる。

右の者が帝國內に住所を有せざるときは再審査請求期間は三月であります。
 右の再審査決定に對し不服あらば六十日以内に訴願又は行政訴訟を提起することが出來ます

以上の如く不服申立を爲した場合にても決定あるまで納税せねばなりません、不服申立が理由あつた場合は過納額は下戻を受けられます。

▲相続税年賦延納
 相続税は一時に之を納むべきものでありますが、税金百圓以上るときは相続税に相當する擔保（有價證券の供託、土地、建物に對し抵押權設定、保證人）を提供して七年以内の年賦延納を請求することが出來ます、此場合には課税價格決定通知を受けた後二十日以内に稅務署に願出でなければなりません。相続人遺言執行者、相続財産管理人が帝國內に住所を有せざるときは三月以内に願出づること

擔保に供すべき有價證券に付ては豫め稅務署の指示を受くるを便といたします、保證人に付ては財産明細書、印鑑證明書、年賦延納願書、保證書を差出さねばなりません。
 左に延納願の書式を掲げます。

相続税年賦延納願

一 相続税金何百圓也

延期期間 昭和何年何月何日迄何々年（之ハ稅務署ニテ記入ス）
 納 期 毎年何月何日限

相続税法

五五一

相續税法

五五二

納税保證人 住所 氏名
別紙納税保證書ノ通り
右年賦延期御許可相成度此段相願候也

年 月 日

住所

何稅務署長殿

何某相續人 氏

名 〇

三 錢
印 紙

納税保證書

何縣郡市町村大字番地何某ノ相續稅年賦延納金何百圓也ニ對スル納稅拙者ニ於テ保證致候也

年 月 日

住所

何稅務署長殿

氏 名 〇

▲前相續後七年以内に相續開始の場合

相續稅を課せられた後五年以内に於て更に相續開始したときは前の相續額に對する相續稅の半額に相當する相續稅を免除せられますから、前の相續開始後財產増殖したときは其差額だけは納めねばなりません。

相續稅を課せられた後七年以内に於て更に相續開始したときは、前の相續額に對する相續稅の半額に相當する相續稅を免除せられます、故に其家の資産狀態同一なりとするも半額の相續稅は納めねばならぬこととなります。

▲遺産相續と看做し課稅せらるゝ場合

此場合は準遺産相續と稱せらるゝ場合に於て相續稅法施行地に在る不動産及船舶以外の財産に付爲したる贈與(例へば金錢、有價證券、動産等の贈與)の價格が千圓以上なるときは、左の場合に遺産相續開始したものと看做し、其財産の價格を課稅價格として相續稅を課せられます。(第二三條)

(一) 親族に贈與を爲したとき

(二) 分家を爲すに際し、若くは分家を爲した後に、本家の戸主又は家族が分家の戸主又は家族に贈與を爲したとき

右の場合は前項七年以内の相續開始として免稅の特典がありません、而して此場合に遺産相續開始として課稅せられ、寢耳に水の譬の如く稅務署の決定通知書を見て驚く者もありません。

相續税法

五五三

以上の準遺産相続に付不動産及船舶を除きたるは、此等の物件贈與の爲めの所有權移轉登記申請に付登録税（不動産に付ては千分の四十五、船舶に付ては千分の三十五）を納めてあるから準遺産相続からは除いたものであります。

準遺産相続として相続税課税の理由は、若しも右(一)(二)の如き場合に課税せなかつたならば、茲に相続税通脱の爲め利用せらるゝ虞あると、一面斯の如きは遺産相続と爲し課税することの妥當性があるからであります。

六 酒造税法

現行酒造税法は明治二十九年十月一日から施行せられ、數次小部分の改正がありました。

▲酒造税法の酒類 清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎の五種が酒造税法の酒類であります。

▲酒類製造の免許申請 以上五種の酒類を製造せんとする者は、税務署に申請して製造場一箇所毎に免許を受けなければなりません、市街地又は税務署所在地から餘り遠方にては免

許を受けられません、其附近に酒造家があるならば遠距離にても免許を受けられるのであります、兎に角如何なる場所を製造場と定むるにしても、免許申請書を提出して見るが宜しいと思はれます、免許を與へられなかつたならば更に對策を講ずるまでのことです、而して免許申請書式を左に掲げます。

酒類製造免許申請書

住所

氏

名

一、酒類製造場

酒造税法

五五五

酒造税法

郡市町村大字番地
前記ノ場所ニ於テ清酒（又ハ何々）製造致度候ニ付御免許相成度別紙製造場圖面及戸籍謄本相添ヘ此段申請候也

右

何 某 印

何稅務署長

官 氏 名 殿

注 意

一、酒類製造場たるべき場所の地番は實地と市町村役場圖面とを對照し關係ある地番は全部包含せしむるを可とします。

二、添附すべき製造場圖面には倉庫物置其他建物の區分を明にし道路、方位等を記すこと

▲酒類製造制限石數 酒類製造免許を受けた以上は、其年十月一日から翌年九月三十日迄の間（酒造年度間）に左の石數を製造せねばなりません。

清酒	三百石
濁酒	百石
焼酎	十石

（白酒及味淋は制限石數なし）

若し右三種の酒類の内制限石數まで製造せなかつた場合にても、右の石數までの造石税を課せられますから、如何にしても其石數まで製造せねば不利益の譯です、但清酒三百石を製造するときは他の兼造酒類（濁酒、焼酎）は制限石數まで達せずとも宜しいのです。

茲に附説すべきは大正七年三月三十一日迄に酒類製造の免許を受けある者は、清酒百石、濁酒五十石、焼酎五十石以上を製造すれば宜しいので、舊免許者に對しては當分の間特典がある譯です。

以下少しく酒の醸造操作に付、肩の凝らぬ程度に記述いたしますが、著者は醸造技師でありませんから間違の點は御容赦を願ひます。

▲酒の醸造期

清酒	十一月から三月頃まで
味淋	同上
濁酒	十月頃から三月頃まで

酒造税法

酒造税法

白 酒

大體三月節旬前後が最盛期

焼酎

粕取焼酎は四、五月頃なるも、玉蜀黍、馬鈴薯、甘藷を原料とする大規模の酒造會社にては一年間間斷なく製造いたします。

右の如く清酒は寒冷の候のみに製造さるゝもので、特に寒仕込の酒は香味可良なることは世間周知のことです。

▲酒となるまでの操作

一、清酒 初め酒母（又は醗とも云ふ）を製造します、酒母の熟成までの期間は約二十日を要し、之に左の如き方法にて醗の仕込を爲すのであります。（速醗醗の熟成は七日位）

原料品	區分	酒母	添	仲	留	計
蒸 米	石	六〇〇	一五〇	三〇〇	四五〇	九六〇
麴 米	石	二四〇	六〇〇	九〇〇	一一〇〇	二九四〇
汲 水	石	七二〇	六〇〇	三九〇	六三二〇	一二五四〇

添仕込が一月十日ならば仲仕込は一月十二日、留仕込は一月十三日です。（一月十一日は

踊りと稱し仕込を休む）

右原料品なる米と麴の合計石數が十二石五斗四升で水の石數が十二石五斗四升です。これを十水と申します、其仕込まれたものが醗にて約二週間を経て熟成します、仕込即時の温度九度（攝氏）醗醗中の最高温度二十度乃至二十六度、熟成醗の温度十二、三度です、酷寒の候と二月末頃の如く期節に因り醗の温度に高低があります。

右の如くして仕込まれた醗の石數は何程かと申せば、原料白米石數十二石五斗四升到六割四分を乗じ之に水の石數を加へれば二十石五斗六升五合となりますが大體此邊の石數です。（右の六割四分は醗歩合と云ふ）

以上の醗を製成して（製成とは醗を桶漙を塗つてある麻袋一枚に醗三升位を入れ槽掛を爲します、以前は石掛式でしたが近來はキリン式の機械で締めて搾ります）何程の清酒が得らるかと申しますれば、醗の石數の九割一分五厘位の清酒を得られますから、即ち十八石八斗一升六合のお酒が出来る譯です、右の九割一分五厘を醗垂歩合と申します。

酒造税法

酒造税法

五六〇

されば白米十二石五斗四升を使用して清酒十八石八斗一升六合を得る譯ですから、白米の石數よりも六石二斗七升六合増加した次第にて白米一升到對しお酒が一升五合出來たことになり、米一升から酒一升五合出來たとて不思議でもなんでもありません、白米が溶解した其醪から搾られたからです、此醪垂歩合は從來の石掛式では九割見當です、キリン搾器では九割二分以上に搾られることもあります、醪垂歩合不良なときは酒粕多く出て、醪垂歩合良きときは酒粕少く出る譯になります、而して白米一石から出る酒粕は大體六貫五百匁位が平均でありますから此場合の酒粕は八十一貫五百匁出ると計算と爲り現今の相場としても酒粕代金四十圓位を得らるゝ譯になります、以上之を要約すれば

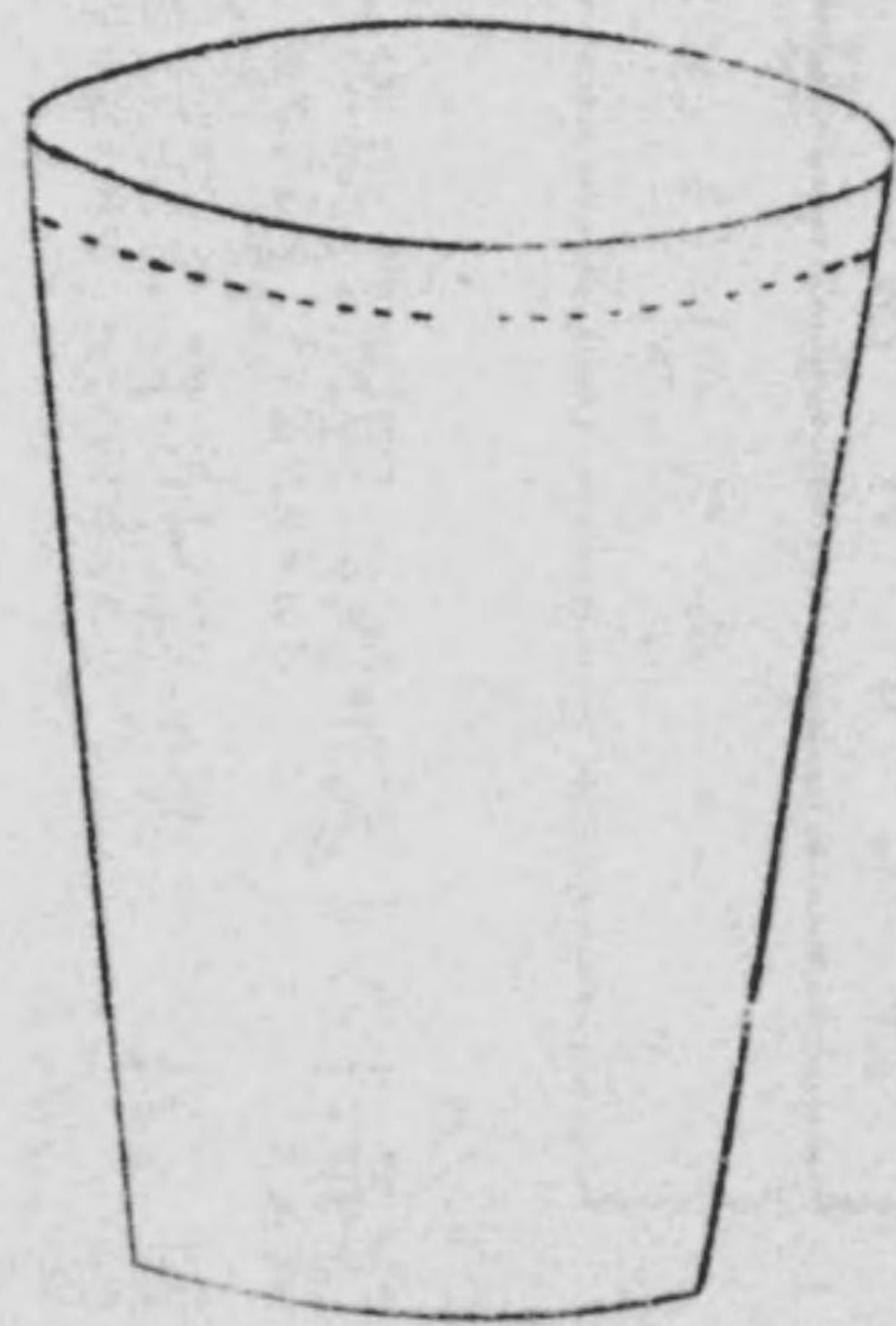
醪石數 二十石五斗六升五合
 清酒石數 十八石八斗一升六合 原料品 (米) 十二石五斗四升
 酒粕數量 八十一貫五百匁 水 十二石五斗四升

と爲ります、而して清酒の査定は容器の容量に依り査定することに爲つて居ります、容器の容量は左の如くして算出いたします。

圖定檢器容



清酒深さ五尺容在二寸



酒造税法

五六一

附記

- 一 容器は税務署にて豫め検定して全石数を算出し置き輪替、修理を爲したとき改測する。
- 二 底板から一尺上を一圓徑其上一尺を二圓徑とす以下同じ、而して各圓徑毎の石数を算出し置く。
- 三 清酒が容器に容在せる場合の深さは中心、前、後、左、右の五ヶ所を平均し深さ五尺二寸存在せるときは五圓徑以上の二寸だけの石数を算出し既に算出しある五圓徑までの石数に加算せば其桶の五尺二寸の石数が何程なるかを算出し得らる。
- 二、濁酒へにこり酒又はどぶろくとも云ふの仕込方法は清酒醪の仕込方法と同一にて、製成すれば清酒と爲り得るものです、濾過せぬのが濁酒で外見は所謂甘酒と同一にて唯酒精分のあるとないのが違ふだけです。
- 三、白酒の仕込方法は左の如くです。

原料	品	イ號仕込方法	ロ號仕込方法
蒸	米(糯米)	四石	五石
麴	米(粳米)	一石二斗	—
焼酎	(約四十度)	三石二斗	—
味淋		—	四石五斗

四、味淋の仕込方法は左の如きものです。

右熟成後濾過せず之を碾碎(石臼又はローラにて)したものが白酒です。

原料	品	イ號仕込方法	ロ號仕込方法
蒸	米(糯米)	十四石四斗	十七石五斗
麴	(粳米)	三石七斗	四石
焼酎	(四十度)	十四石	十二石六斗

右熟成後濾過したものが味淋です。

五、焼酎は焼酎原料なる醪、清酒、酒粕等を蒸餾して製造いたします。

以上の如くにして酒類は製造し得られますが、清酒は四、五月の候火入と云ふ操作をいたします、之は清酒を大釜に入れ攝氏温度五十二度位に温め(又は蛇管式火入器使用)之を乾燥した大桶に入れ目張りをいたします、此火入に因り微生物を殺菌し夏期貯蔵に堪ゆる譯になるのです。(麥酒も釀造の後三十分六、七十度の湯中を通過し火入を爲す、此火入を爲さぬ麥酒が生麥酒です)而して夏を越し秋に入れば芳醇なる古酒と爲ります、

前年十一月頃から三月頃迄に製造した酒は新酒で舌ざはりが悪るいですが、之を古酒と合併按配いたします、酒の割水も五分位が程度にて一割と爲れば素人でも此酒は少し水つばいと分りますから無性に割水も出来ません。

現時清酒防腐劑として清酒一石に對し、サリチール酸十匁以内の混合を許されてあります、之は火入の際使用するのですが之を以て夏季の貯藏を安全ならしむるのです、サリチール酸を制限以上に混合せば飲食物取締規則に依り處罰せらる(警察官之を取締る)清酒に酒精を混和し販賣するときは酒精及酒精含有飲料税法違反にて處罰せられます。(收税官吏之を取締る)

現時は酒造改良行はれ防腐劑の混合なき清酒を見るに至つたのは、上戸黨の歡迎すべきことです。

前に掲げし醸仕込方法の汲水に付ては水汲み數へ歌と云ふのがあります、杜氏(醸造係長の如き役)頭(副係長の如き役)等の従業者が節面白く大聲を發して居ります、其一節を左に掲げます。

- 始まつたりや一の谷
- 日光山は北にあり
- 四方でんは但馬守
- 六千軒は高田の城下
- 八ッ坂東タコ脚
- とうかん夜は籠鐵砲
- 十二薬師は良い薬師
- 十四お半が琴始め
- 十六羅漢は働かん親は折檻子は聽かん
- 十七島〇を〇〇〇〇〇〇〇〇
- 十八町は小山の宿
- 二十で一渡り渡つて候(始めへ戻つて唱ふ)
- 其他に
- 二見通るが東海道(二)
- 七面山は甲斐の國(七)
- 際で危い井戸端の喧嘩(九)
- 藤堂和泉守御高は三十五万石東三十三箇國の旗頭(十)
- と云ふ文句もあります。

酒造税法

▲酒造税率 酒造税率は次の通りです。

濁酒	酒精分二十三度以下のもの	一石當税金 三十六圓
清酒	酒精分二十三度以下のもの	四圓
白濁酒	酒精分三十度を超え四十五度以下のもの	四圓
味焼酎	酒精分三十度を超え四十五度以下のもの	一石に付四十圓の税額に酒精分三十度を超える 一度毎に一圓五十錢を加ふ(酒精分四十度なら ば税額五十五圓と爲る)

濁酒 酒精分二十三度を超えるもの
酒精分一度毎に一圓八十錢

白濁酒 酒精分三十度を超えるもの
酒精分一度毎に一圓八十錢

酒造税率は右の如くですが普通の場合として濁酒は一石三十六圓、清酒、白酒は一石四十圓、
酒店にて販賣する焼酎の酒精分は普通二十八、九度ですから之れも一石四十圓の税金と思ひ
ば宜しいです、清酒一合に對する課税は四錢でありますから假に一合の酒が盃に八杯あり
(小笠原島及伊豆七島に於ては右税率の三分の一です)

とすれば一盃の酒にも五厘の酒税が課せられてある譯です、昔から酒は米の水と申します、
お酒を吸物椀などに捨つることは勿體ないことです。
閑話休題酒造税の納期は第一期七月、第二期十月、第三期翌年二月、第四期翌年三月です
寒中に造つた酒造税の四分の一を夏の七月に納むる様な次第ですから、外見からすれば其間
税金其ものを運用した利益も可なりあるだらうと思はれますが、近年經濟界の不況時には、
廢休業者續出です、大正八年好景氣時代には全國の清酒釀造石數五百八十万石のものが、近
年四百五十万石を上下して居る沈衰状態です。
酒造税率の筆の序に明治元年から現時に至る清酒の税率及十年毎の玄米及清酒相場を左に
掲げます。

年別	税率	免許料	玄米	清酒
明治元年	百石ニ付二十圓	十五圓	六圓二〇	一圓四〇
同二年	賣上金高ノ二十分ノ一	十五圓		
同六年	同			
同七年	同			

酒造税法

減量として左の石数は課税數量中から控除せられますから、結局課税のない酒が出来る譯です。

清酒	査定石數百石に付七石の割合
味淋	同 三石の割合
焼酎	同 二石の割合

(味淋及白酒に付ては右の控除がない)

灘邊の清酒醸造本場では一倉一万石も製造するのですが一万石に對して不課税石數七百石(此稅額二万八千圓に該當する)であるから控除さるべき稅額も中々莫大な金額となります。

▲酒造稅納稅保證 前述せる如く製造した酒に對する税金は一年餘も過ぎなければ完納とならない譯にて、其間に酒だけ賣盡し夜逃げでもされては國家の損失でありますから、酒屋さんに對しては酒造納稅保證と云ふ制度があり、酒一石に付七圓の割合にて不動産抵當權設定又は國債、現金の供託を爲さなければなりません。

保證人を附する場合は全額保證であるから清酒百石を製造するには、資産四千圓以上を有

する人を保證人に立てなければなりません。

▲酒類製造者の犯則行爲

酒類を製造する者詐欺其他不正の所爲を以て造石數の査定を免れ、又は免れんとしたときは其石數の造石稅五倍に相當する罰金に處せられます。(罰金は三十圓以上に於て處罰せらる) 故に清酒一石の脱稅を爲すときは二百圓の罰金(一石の造石稅四十圓の五倍額)に處せられ、外に脱稅に係る酒造稅四十圓を徵收せらるゝから、結局二百四十圓の負擔を爲さねばならぬことになり、多石數の脱稅を爲すときは倒産に至るのは當然で、慎むべきは脱稅行爲であります。

▲酒類製造者の家族及従業者の犯則行爲

酒類を製造する者又は販賣する者(茲に販賣者とは製造者にあらずる販賣者のことで各所に散在する小賣店までも含む)の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其他の従業者にして酒類製造又は販賣の業務に關し犯則行爲あつたときは、其製造者又は販賣者を處罰します、自分の知らぬ犯則行爲でも責任を負はねばならぬゆへ、常に従業者に對し周到なる注意を爲さぬときは飛んだ事體を惹起します。

▲本人申請に因らぬ免許取消

酒類製造者が酒類製造石數の査定を免かれた行爲があつ

たとき、又は三年以上引續き休造者に對しては稅務署にては酒類製造の免許を取消することがあります。

▲神社の古例に因る酒類製造

神社に於て古例に依り、明治十三年以前から引續き酒類を製造するときは（即御神酒製造である）一年の製造石數一石以下の場合に限り總て無稅の取扱を受けます。

▲無免許酒類製造者に對する處罰

酒造稅は國家の重要財源ですから無免許製造者に對しては嚴重に處罰します、今でも山間僻地に於ては濁酒密造者が絶えないとのことです、部落に依りては處罰を受くべき責任者の順序を定めて山林中に密造する處もありと聞きますが概すべき弊習です、此等密造者に對しては三十圓以上五千圓以下の罰金に處し仍其製造に係る酒類及其容器、器具、器械を沒收する外、濁酒ならば一石三十六圓の割合にて造石稅を納めねばなりません、結局非常に高い酒を飲んだこととなります。

▲出港稅

沖繩縣に於て製造する酒類に付ては、當分の内仍從前の例に依り課稅いたします、而して其酒類を帝國內の他の地方へ移出するときは、沖繩縣内の造石稅と酒造稅法に規

定する造石稅との差額の稅率に依り出港稅を課します、同縣の移出港は那覇港と指定せられてあります、（泡盛と云ふ焼酎は沖繩縣にて製造せられますが、御存じの方もありません）樺太にて焼酎、酒精及酒精含有飲料を製造し之を帝國內の他の地方へ移出するときは、酒造稅法又は酒精及酒精含有飲料稅法と同一の稅率に依り出港稅を課せられます、而して以上の酒類は開港から移出せねばなりません。

◆参考酒造場の容器檢定石數の一例を左に掲げます。

	底徑	第一圓徑	第二圓徑	第三圓徑	第四圓徑	第五圓徑	口徑	深
酒	尺 652	670	689	696	705	712	715	550分
圓徑間石數		5,295	5,579	5,795	5,947	6,083	3,085分	
累計石數			10,874	16,669	22,616	28,699	31,784分	

右は醗仕込などに使用する大桶です。

	底徑	第一圓徑	第二圓徑	口徑	深
酒	尺 255	276	283	288	255分
圓徑間石數		854	946	543分	
累計石數			1,800	2,343分	

此桶は酒屋さんで酒母（醗）造りに使用する容器にて皆さんの風呂桶よりも少し大きい位です。

七 麥 酒 稅 法

麥酒稅法は明治三十四年法律第十二號を以て公布施行せられました、麥酒製造場は一ヶ所一ヶ年内に千石以上を製造せなければなりません、稅法に依れば麥酒とは

麥芽、ホップ及水を原料として麥酒酵母を加へて醱酵せしめたるものを云ふ。と規定せられてあります。

麥酒製造工程を略述しますと、麥酒第一の原料たる大麥の粒を僅に碎きまして皮が破れ中から白い粉が少し見ゆる位の程度に致します、夫れを鐵の大タンクに入れ加水して數時間煮詰め大麥の煮粕を分離し麥汁を製します。

麥汁にホップ（北海道にて少しの生産あるも主に米國カルホルニヤ州邊より輸入す、植物の葉にて恰かも青海苔の如きもの）を入れ攪拌し更に數時間煮詰めます、麥酒の苦味は此ホップから出るので、而してホップを分離した麥汁をパイプに依り冷却室に送り冷却せしめた後更に醱酵室に送ります。

醱酵室に送つた後麥酒酵母を加へて、攝氏溫度八度位にて冷却醱酵を續けます、（此日數約十
二日）醱酵が終れば即ち麥酒と爲つたのですが之を貯藏室の大ビヤ樽に移し滓を沈澱せしめます、零度以下の貯藏室にて約五十日を過ぐれば貯藏室から濾過室を通つて壘詰室へ送られ此處にて壘詰又は小ビヤ樽に詰められます、麥酒稅は壘詰、樽詰後の容量に依り一石二十五圓の割合にて課稅せられ、今月中の査定石數に對する麥酒稅は來月末日迄に納むることになつて居ります、左れば四合壘一本に付約十錢の麥酒稅が課せられてある譯です。

麥酒の壘詰操作に付ては壘詰、王冠コルクの打込、レッテルの貼付まで機械でやつて居り、人力を省き機械操作に依る所に感心すると共に大資本投下を要する事業ですから、全國に十
四ヶ所位の製造場だけで其製造石數は百万石以内で大体清酒の二割に當つて居りますが、需
要の増進刮目するの値があります。（昭和四年度麥酒査定石數八十七万四千五百七十三石）

麥酒の記述の終りに麥酒の酒精分に付申しますれば大體四度位です、清酒は十六、七度、
葡萄酒は八度位のものであります。